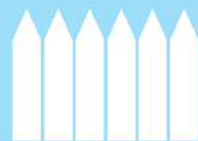
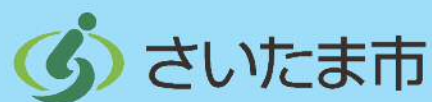


さいたま市 歯科口腔保健推進計画

平成27年3月



はじめに

わが国は超高齢社会を迎えており、健康寿命の延伸や国民の誰もが高齢期を元気に生き生きと過ごすことのできる環境づくりが求められております。

さいたま市では、生活習慣病などの発症や重症化を予防し、健康寿命を延伸するため、「さいたま市ヘルスプラン21（第2次）」を推進しております。

この計画の中で、「歯・口腔の健康」を目標の一つに掲げ、生活習慣病予防や介護予防の観点から、歯・口腔の健康づくりに取り組み、生涯を通じた歯と口腔の健康の維持・向上に努めているところです。

超高齢社会においては、生活の質を向上する上で、自分の歯を多く保持することに加えて、「食べる機能」や「話す機能」としての歯科口腔機能の維持・向上は重要な役割を果たします。

また、歯周病は、糖尿病や動脈硬化などの生活習慣病と関連があり、全身の健康に大きく影響してくることから、乳幼児期から正しい生活習慣や知識を身につけ、セルフケアの習慣を定着することに加え、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健康診査を受診するなどのプロフェッショナルケアと合わせた口腔管理がとても重要です。

「さいたま市歯科口腔保健推進計画」は、「さいたま市ヘルスプラン21（第2次）」に定める「歯・口腔の健康」に関する計画であり、「さいたま市歯科口腔保健に関する条例」及び国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を踏まえ、本市の歯科口腔保健を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定しました。

本計画は、市民一人ひとりが、家庭、学校、職場及び地域において歯科口腔保健に取り組むとともに、社会全体として歯科口腔保健を総合的かつ計画的に推進し、生涯にわたって明るく健康に暮らせる社会の実現を基本理念としています。

今後は、この計画に基づき、市民、事業者、関係機関及び行政がそれぞれの立場で、自らの役割を果たし、一丸となって歯科口腔保健に積極的に取り組んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に際しまして、歯科口腔保健審議会や、作業部会の委員の皆様をはじめ、パブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成27年3月

さいたま市長 清水 勇人



— 目次 —

第1章 計画の基本	2
1. 策定の背景.....	2
2. 基本理念.....	2
3. 計画期間.....	3
4. 計画の位置づけ.....	3
第2章 歯科口腔保健の現状	6
1. 全国の歯科口腔保健の現状.....	6
2. さいたま市の歯科口腔保健の現状.....	8
第3章 歯科口腔保健の推進に関する施策	22
1. 施策の体系.....	22
2. 歯科疾患の予防.....	23
3. 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上.....	34
4. 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な人に対する 歯科口腔保健.....	39
5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備.....	44
資料編	48
1. 本計画の目標指標一覧.....	48
2. 用語解説.....	51
3. 計画策定の検討経過.....	52
4. 条例・規則.....	59
5. 名簿（歯科口腔保健審議会）.....	64

コラム “歯っとする話”



その1 なぜ歯は20本必要なの？.....	7
その2 むし歯と虐待について.....	24
その3 たばこの口腔への影響について.....	31
その4 はじめよう口腔ケア.....	33
その5 口腔ケアと認知症について.....	38
その6 口腔ケアと誤嚥性肺炎 <small>ごえんせいはいえん</small> について.....	43
その7 歯周疾患と糖尿病について.....	45

第1章 計画の基本

1. 策定の背景
2. 基本理念
3. 計画期間
4. 計画の位置づけ



第1章 計画の基本

1. 策定の背景

さいたま市では、平成15年3月に平成24年度までを計画期間とする「さいたま市ヘルスプラン21」（前計画）を策定し、生活習慣病の一次予防に重点をおいた事業の展開と、市民が主体的に取り組む健康づくりを推進してきました。

平成24年度に実施した「さいたま市ヘルスプラン21」の最終評価において、歯の健康については、全体的に改善傾向にありました。一方で、「健康についての調査」では、自分の歯や口の状態について「よくない」と回答している人の割合は4割を占めており、今後さらなる高齢化の進展が予測されることから、生活の質に深くかかわる歯と口腔の健康の重要性はますます高まっています。

国では、平成23年8月歯科口腔保健の施策を総合的に推進することを目的に「歯科口腔保健の推進に関する法律」を制定し、これに基づき平成24年7月には「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を告示しました。また、平成24年7月に「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21）」の方向性が示されました。

こうした背景のもと、本市では、市民一人ひとりが生涯を通じて健やかで生き生きとした生活を営むことができることを目的とする、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、平成25年3月に平成25年度から平成34年度までの10年間を計画期間とする「さいたま市ヘルスプラン21（第2次）」を策定しました。この計画の分野別目標として歯・口腔の健康を掲げ、生活習慣病予防や介護予防の観点から、歯と口腔の健康づくりに取り組んでいるところです。

さらに、平成24年12月に「さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例」が制定されたことにより、歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「さいたま市歯科口腔保健推進計画」を策定するものです。

2. 基本理念

市民一人ひとりが、家庭、学校、職場及び地域において歯科口腔保健に取り組むとともに、社会全体として歯科口腔保健を総合的かつ計画的に推進し、生涯にわたって明るく健康に暮らせる社会を実現していきます。

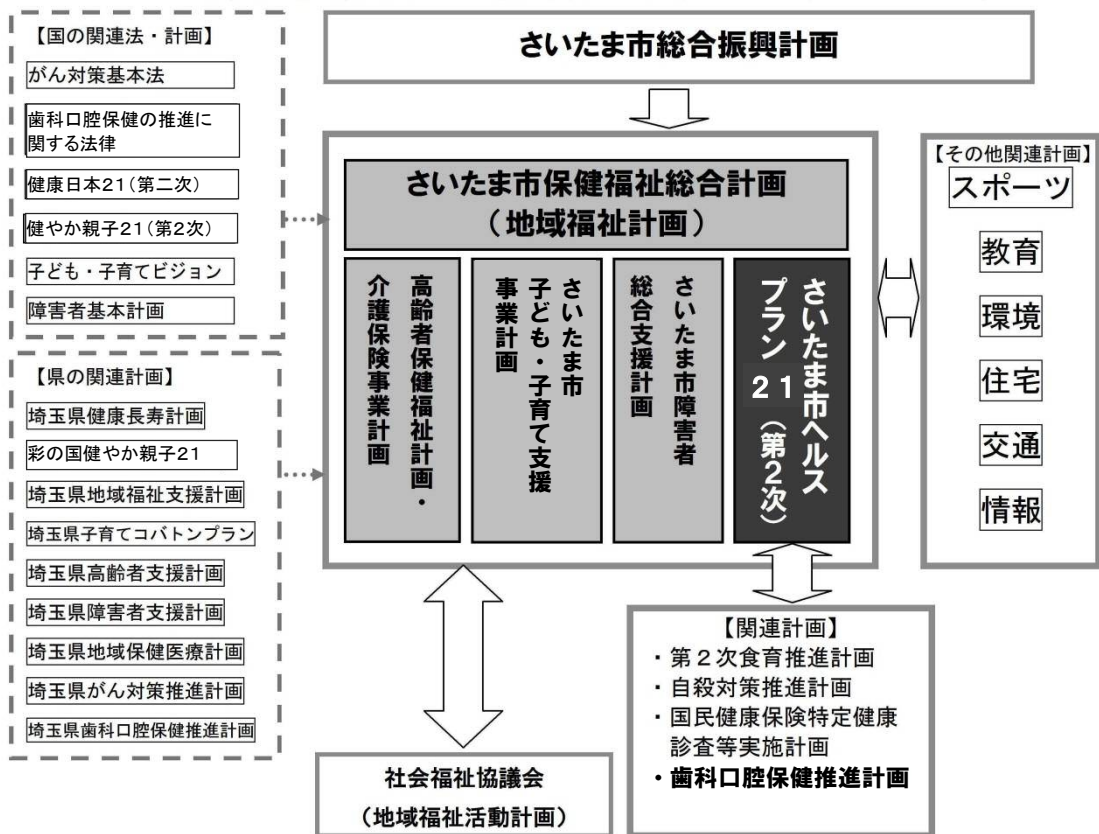
3. 計画期間

本市では、計画期間は、「さいたま市ヘルスプラン21（第2次）」を踏まえ、平成27年度から平成34年度までの8年間とします。なお、計画の進捗や社会情勢の変化等により見直しが必要になった場合には、随時見直しを行います。

4. 計画の位置づけ

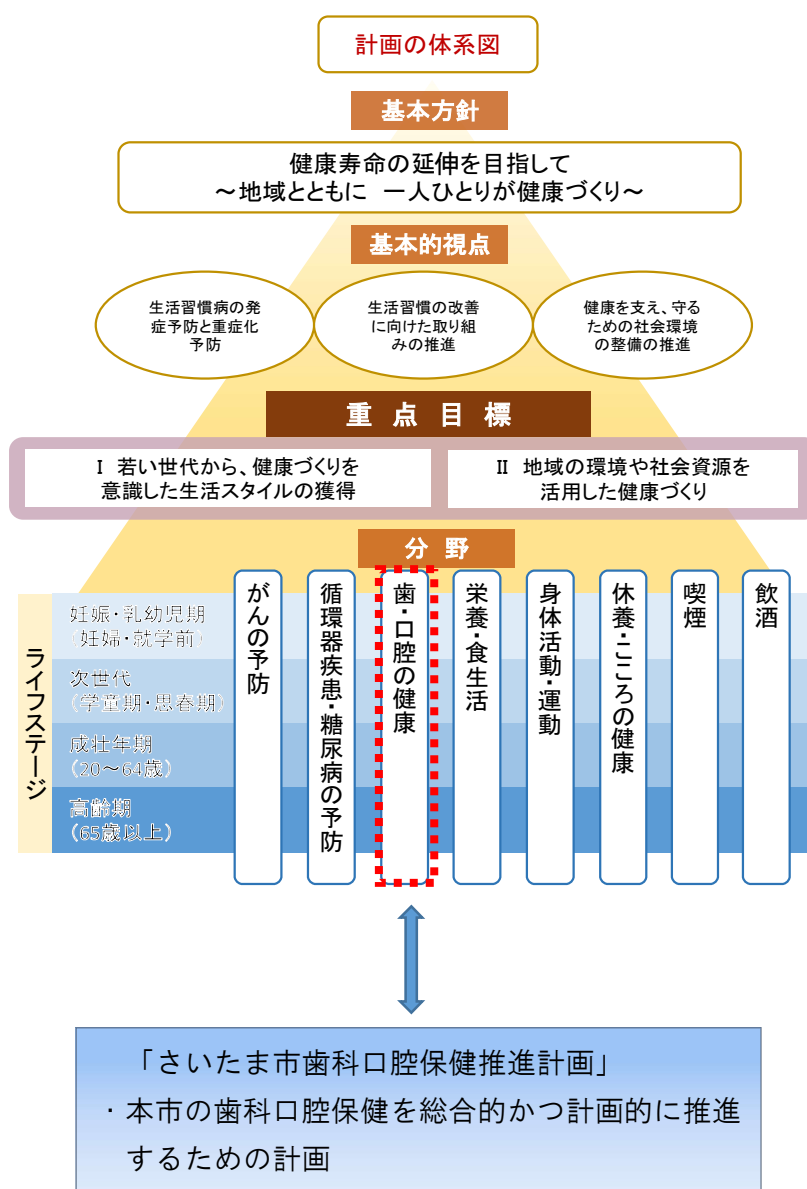
さいたま市総合振興計画は、長期的な展望に基づき、都市づくりの将来目標を示す市政運営の最も基本となる計画です。この総合振興計画に含まれる分野として地域福祉計画があり、健康づくりを推進するための「さいたま市保健福祉総合計画」の部門別計画の一つとして「さいたま市ヘルスプラン21（第2次）」があります（図1）。

図1 さいたま市総合振興計画・地域福祉計画



本計画は「さいたま市ヘルスプラン21（第2次）」に定める「歯・口腔の健康」に関する計画であり、「さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例」及び国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を踏まえ、本市の歯科口腔保健を総合的かつ計画的に推進するための計画です（図2）。

図2 さいたま市ヘルスプラン21（第2次）



第2章 歯科口腔保健の現状

1. 全国の歯科口腔保健の現状
2. さいたま市の歯科口腔保健の現状

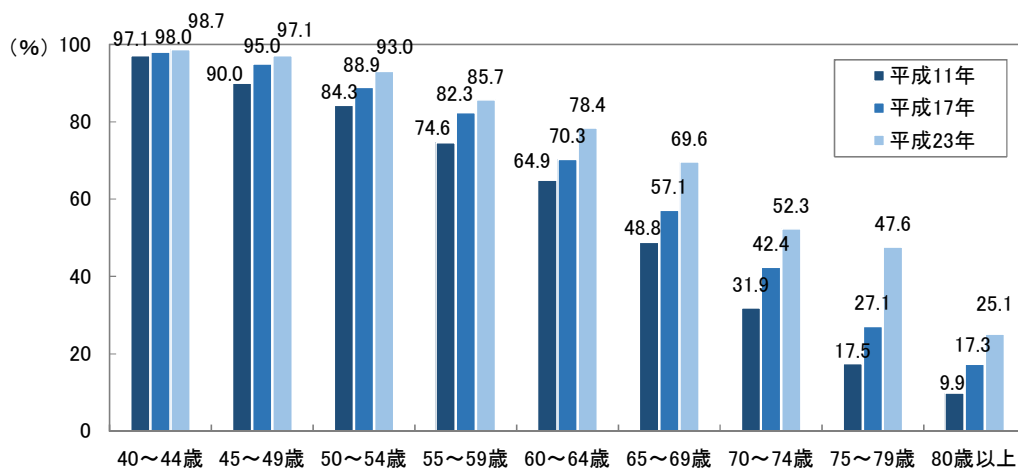


第2章 歯科口腔保健の現状

1. 全国の歯科口腔保健の現状

20本以上自分の歯がある人の割合は、40歳以上のいずれの年齢階級でも、近年増加傾向を示しています。

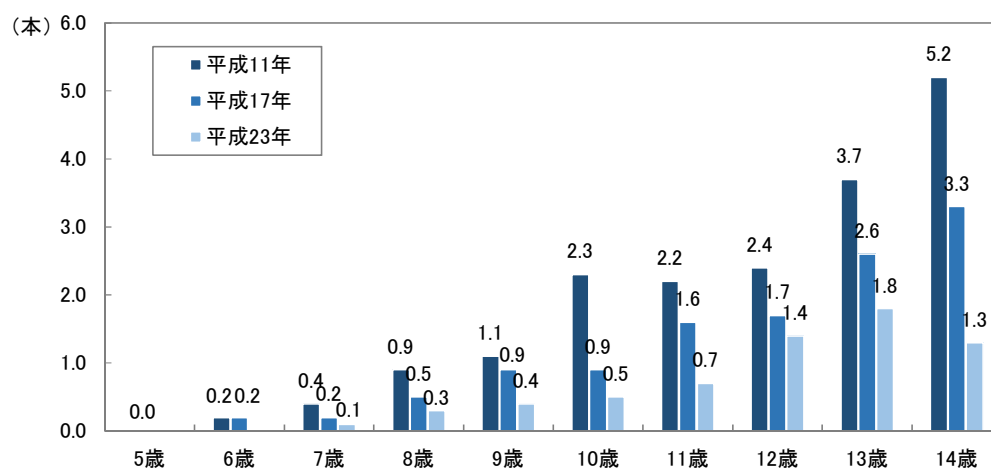
図3 全国の20本以上自分の歯がある人の割合の推移



出典：厚生労働省「平成23年歯科疾患実態調査 統計表」より一部抜粋

1人あたりの平均DMF歯数¹の年次推移は、平成11年から継続的に減少傾向を示しています。

図4 1人平均DMF歯数の年次推移（5-15歳未満、永久歯）

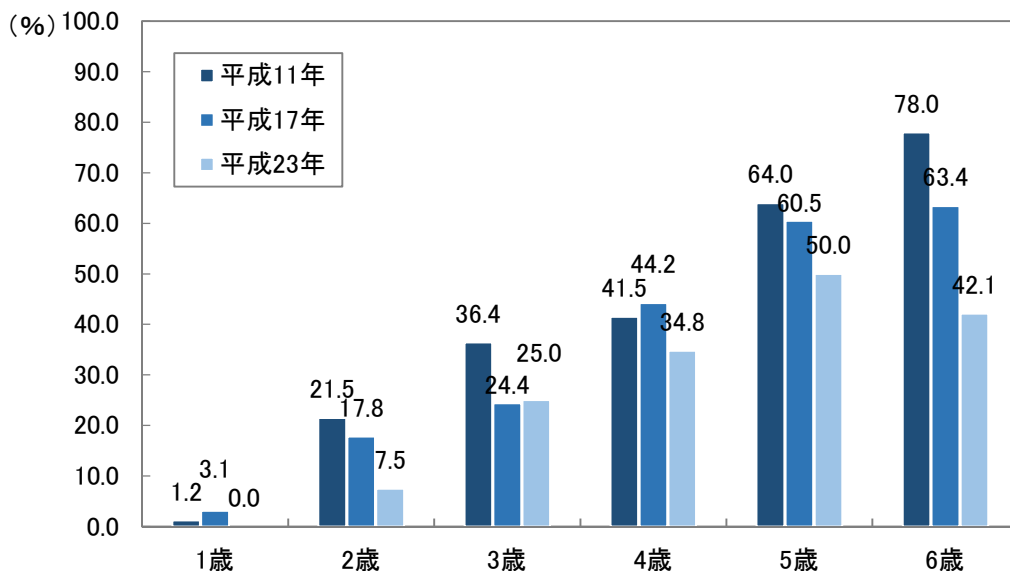


出典：厚生労働省「平成23年歯科疾患実態調査 統計表」より一部抜粋

5歳：平成17年、平成23年データなし、6歳：平成23年データなし

¹ DMF歯数：永久歯における未処置歯（D）、喪失歯（M）、処置歯（F）の合計の1人あたりの平均値

図5 現在歯の乳歯にむし歯を持つ人の割合の年次推移



出典：厚生労働省「平成23年歯科疾患実態調査 統計表」より一部抜粋



コラム
歯っとする話
その1

なぜ歯は20本必要なの？



おいしいものを食べ続けるには、日々の歯の手入れが必要です。20本以上の歯があれば、食生活はほぼ満足することができると考えられており、「生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえるように」と、1989年より厚生省（当時）と日本医師会によって、80歳で20本の歯を残す**8020（ハチマルニイマル）運動**が始まりました。



○**8020は夢ではありません！**

個々の自覚が大事で、予防はやる気から始まります。日々の手入れと併せて、口の中の衛生指導などを行っている歯科医院に定期的に通う習慣をつけてみてはいかがでしょうか。

○**脳の活性化にも！**

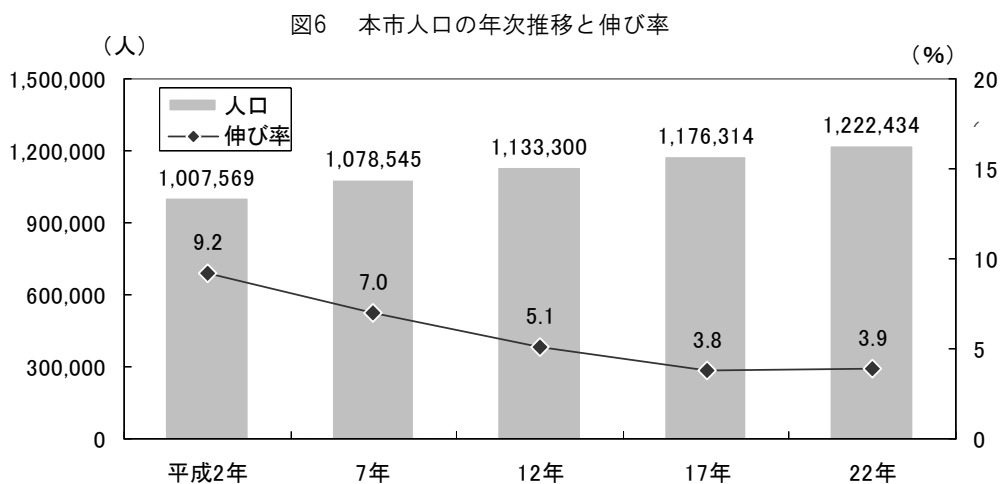
よく噛むことで脳が活性化され、認知症のリスクが軽減するという調査結果も出ています。いつまでもおいしく食べ続け、健康寿命を延ばすためにも定期的にかかりつけの歯科医院に行き、口の中を健康に保ちましょう！

出典：日本歯科医師会ホームページ

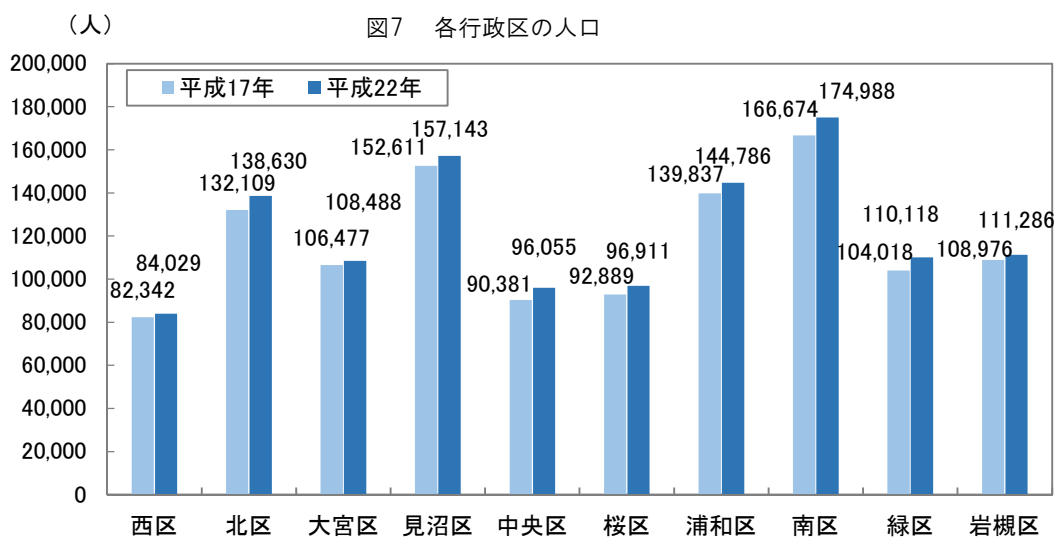
2. さいたま市の歯科口腔保健の現状

■総人口の推移と行政区別人口

本市の人口は、転入などの社会的要因等によって増加の傾向にあり、平成22年の国勢調査では、120万人を超えています。行政区別では、平成17年からすべての区が増加傾向で推移しており、増加率が高いのは中央区6.3%(5,674人増)、緑区5.9%(6,100人増)、南区5.0%(8,314人増)の順となっています。



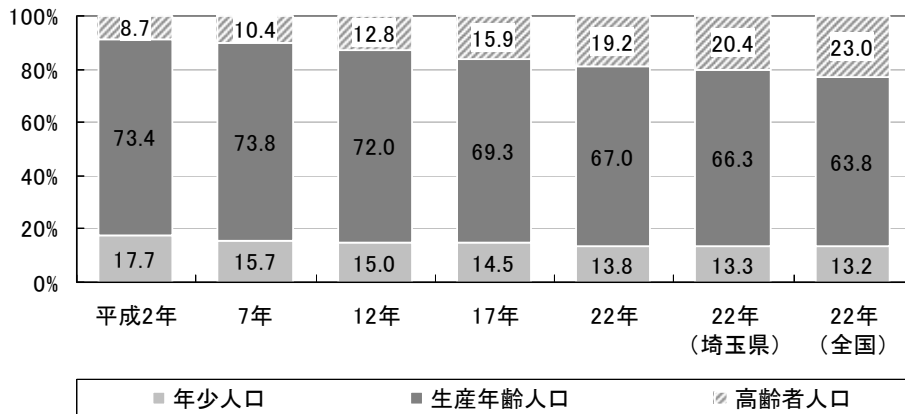
出典：国勢調査（各年10月1日現在。平成12年までの値は、合併前の浦和市、大宮市、与野市、岩槻市の計）



出典：国勢調査（各年10月1日現在）

年齢3区分別人口構成割合の推移をみると、年少人口と生産年齢人口が減少し、高齢者人口が多くなっています。また、平成24年1月1日現在の、5歳階級別の人口構成を見ると、30歳代後半から40歳代前半の働き盛りと、60歳代前半の世代が多くなっています。

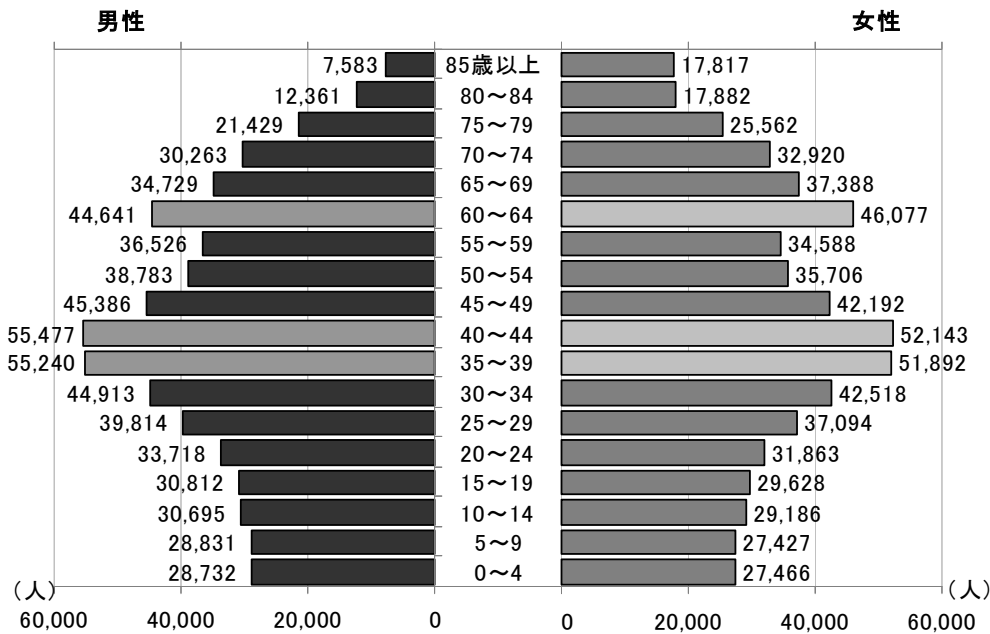
図8 年齢3区分別人口構成割合の推移



出典：国勢調査（各年10月1日現在）

注：年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）という年齢区分は経済活動の観点からの区分であり、最も一般的な人口年齢区分です。

図9 年齢階級別人口構成割合



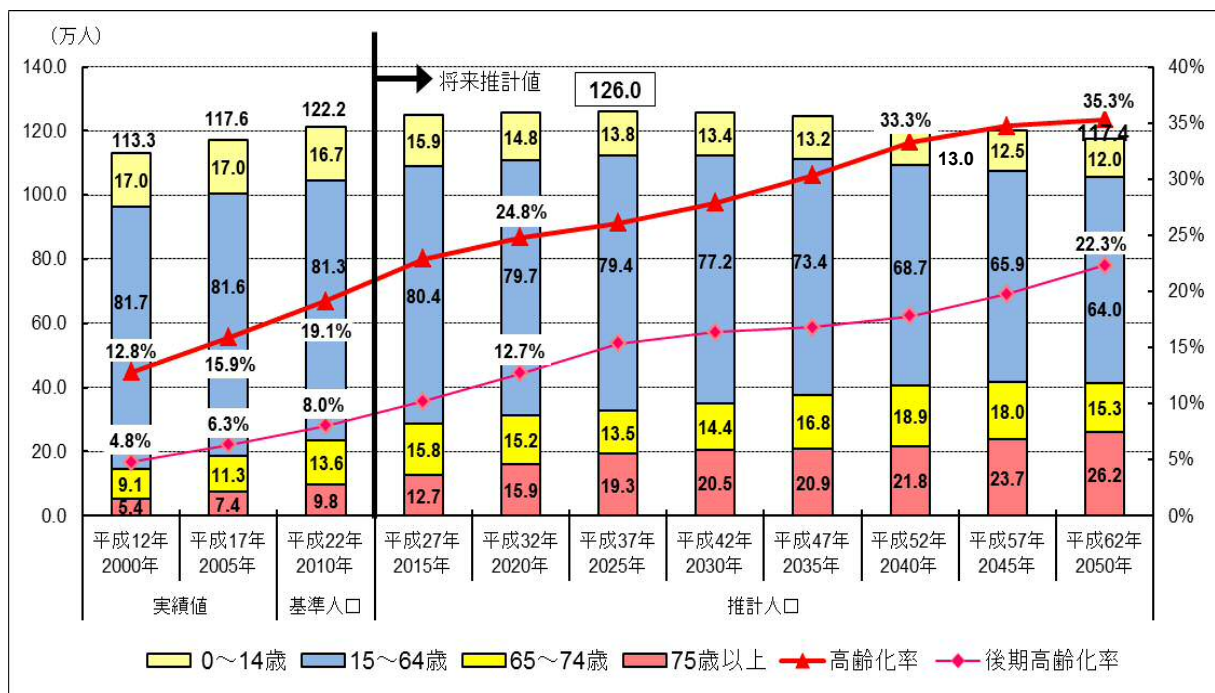
出典：住民基本台帳及び外国人登録（平成24年1月1日現在）

■年齢4区分別人口の見通し（人口構成）

高齢者人口（65歳以上）は今後も増え続け、高齢化率は平成32（2020）年に約25%、平成52（2040）年には約33%に達する見込みです。また、75歳以上の人口は、平成37（2025）年頃までに約2倍の19.3万人に達すると予測されています。

一方、生産年齢人口（15～64歳）は平成62（2050）年までに約2割（約17.3万人）減、年少人口（0～14歳）は約3割（約4.7万人）減となる見込みです。

図10 年齢4区分別人口の見通し



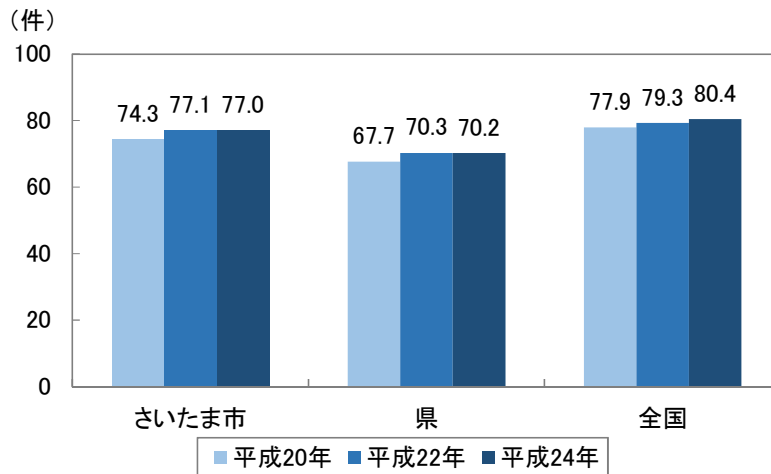
出典：平成22年までは「国勢調査」（総務省）。平成27年以降は、市による推計値。

注：平成22年までの総数には年齢「不詳」が含まれることや、端数処理の関係で、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

■ 歯科医療体制

平成24年の本市における人口10万対歯科医師数は77.0人であり、埼玉県平均の70.2人と比較して高い数字となっています。また、全国平均は80.4人となっており、本市より高い数字となっています。

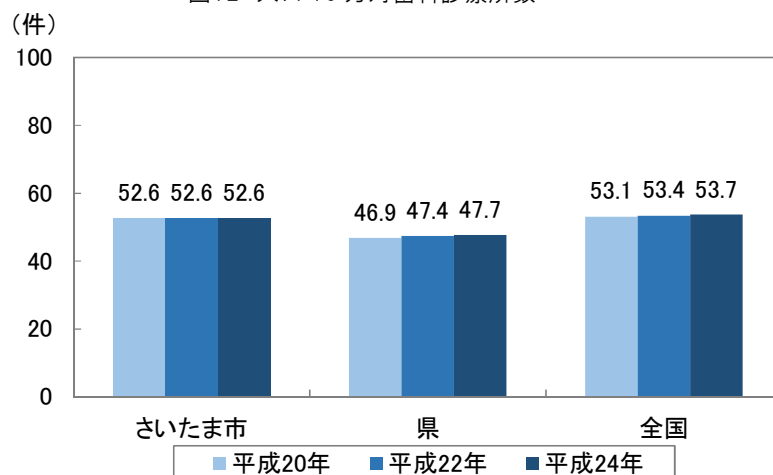
図11 人口10万対歯科医師数



出典：厚生労働省 医師・歯科医師・薬剤師調査（平成24年度）

また、平成24年の本市における人口10万対歯科診療所数は52.6件であり、埼玉県平均の47.7件と比較して高い数字となっています。また、全国平均は53.7件となっており、本市より高い数字となっています。

図12 人口10万対歯科診療所数



出典：厚生労働省 医療施設調査（平成24年度）

■定期的に歯科健康診査²を受けている人の割合

表1 定期的に（年1回）歯科健康診査を受けている人の割合（％）

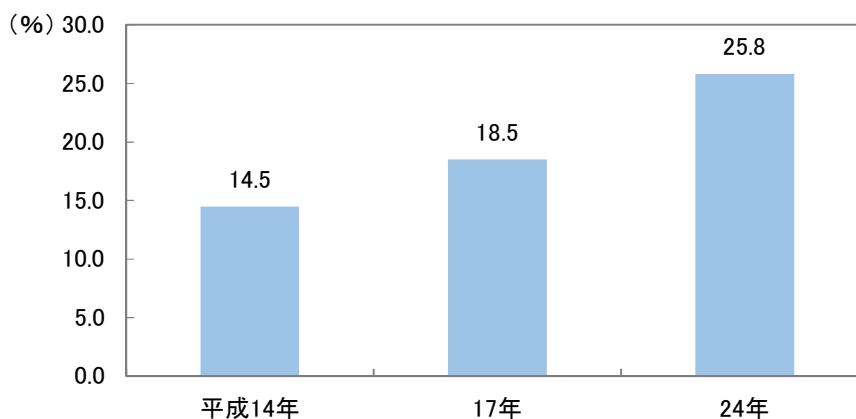
	平成 14 年		平成 17 年		平成 24 年	
全体平均	14.5		18.5		25.8	
性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性
10 歳代	36.9	42.6	40.1	36.7	37.0	49.3
20 歳代	6.6	8.6	12.3	15.1	14.8	11.5
30 歳代	14.4	13.7	11.3	17.9	14.0	21.4
40 歳代	13.7	14.2	14.9	16.6	19.3	26.4
50 歳代	9.8	16.3	18.2	20.3	22.6	32.2
60 歳代	11.6	15.6	18.4	20.4	20.1	31.8
70 歳代	14.7	10.0	14.9	15.7	29.2	29.5
80 歳以上	12.1	7.3	-	-	24.7	12.7
性別平均	13.7	15.0	17.5	19.3	23.0	28.1

出典：平成 24 年 さいたま市健康についての調査

平成 24 年の性別平均は、男性が 23.0%、女性が 28.1%と女性の定期歯科健康診査を受けている人の割合が高く、年代別では、男女ともに 10 歳代で最も高くなっています。

この割合は、増加傾向にあるものの、男性では 20 歳代から 40 歳代で 20%未満、50 歳代から 80 歳以上で 30%未満です。女性では、20 歳代、80 歳以上で 20%未満、30 歳代から 70 歳代で 35%未満です。

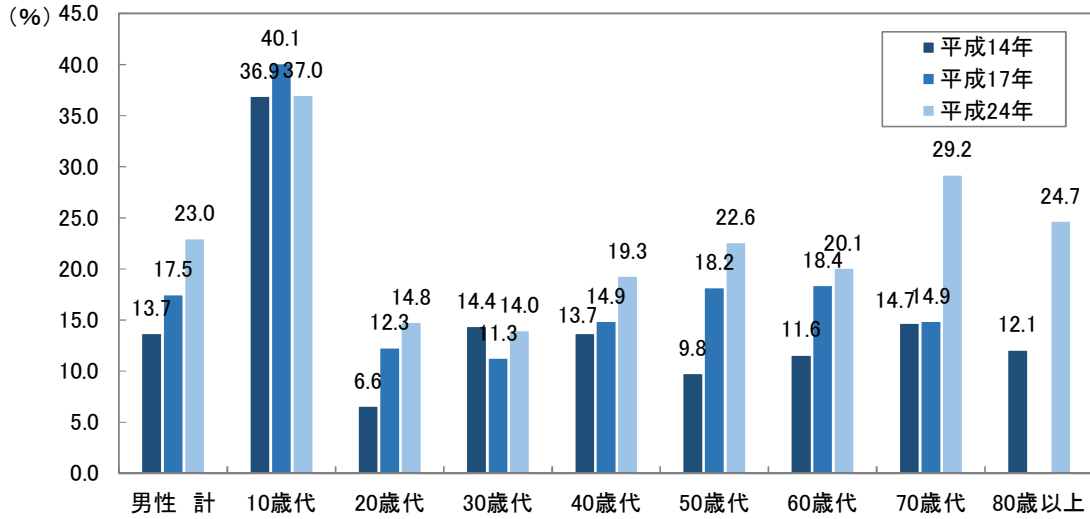
図13 歯科健康診査を定期的に（年1回）を受けている人の割合



出典：平成 24 年 さいたま市健康についての調査

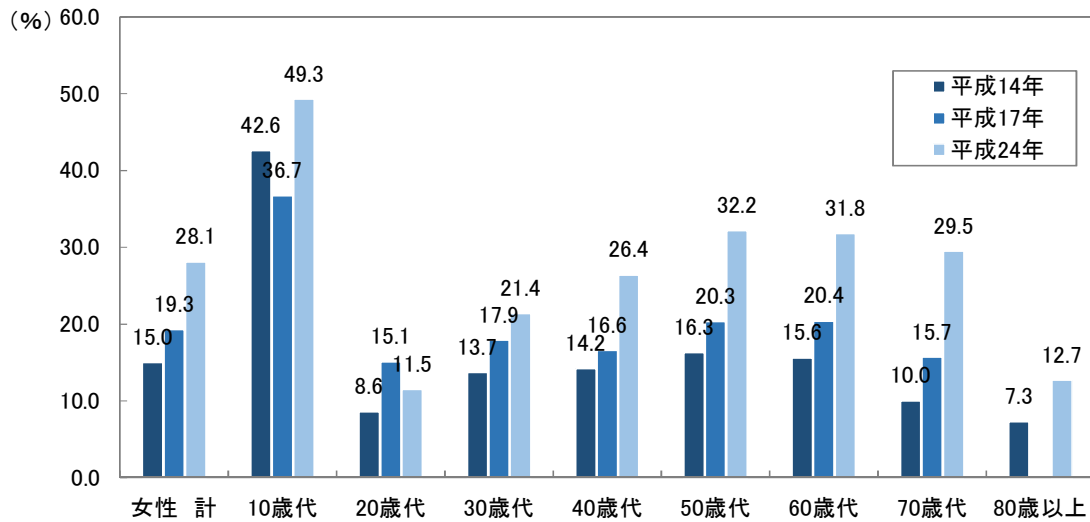
² 歯科健康診査：歯や歯肉が健康であるか否かを確認する健康診査

図14 歯科健康診査を定期的に（年1回）受けている人の割合 男性



出典：平成24年 さいたま市健康についての調査

図15 歯科健康診査を定期的に（年1回）受けている人の割合 女性

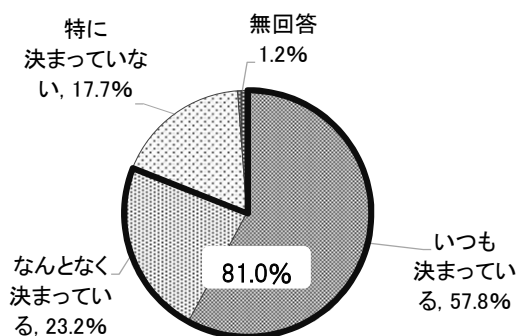


出典：平成24年 さいたま市健康についての調査

■ かかりつけ歯科医について

平成 26 年度さいたま市民意識調査によると、「いつも決まっている」「なんとなく決まっている」を合わせると、決まっている人は 81.0%となっています。

図16 かかりつけ歯科医について



調査対象 さいたま市在住の満 20 歳以上の男女 (n=2,524)

注：比率は百分率 (%) で表し、小数点第 2 位を四捨五入して算出しています。そのため、百分率の合計が 100.0%にならないことがあります。

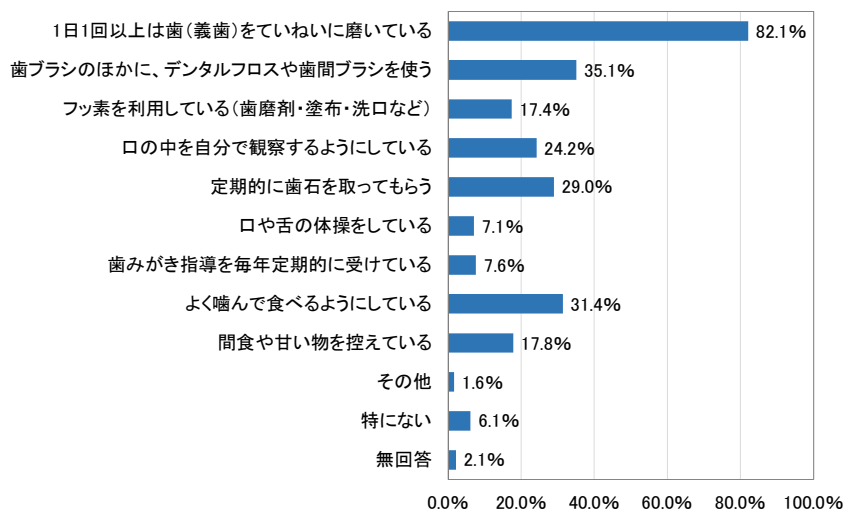
問 あなたは、むし歯など、歯に関するトラブルや心配事があったときに、決まって行く歯科医（かかりつけ歯科医）がありますか。以下の中から、当てはまるものを 1 つ選んでください。(○は 1 つ)

出典：平成 26 年度 さいたま市民意識調査（在住者意識調査）

■ 歯や口の健康のために気をつけていること

「1日1回以上は歯（義歯）をていねいにみがいている。」が 82.1%で最も高くなっています。

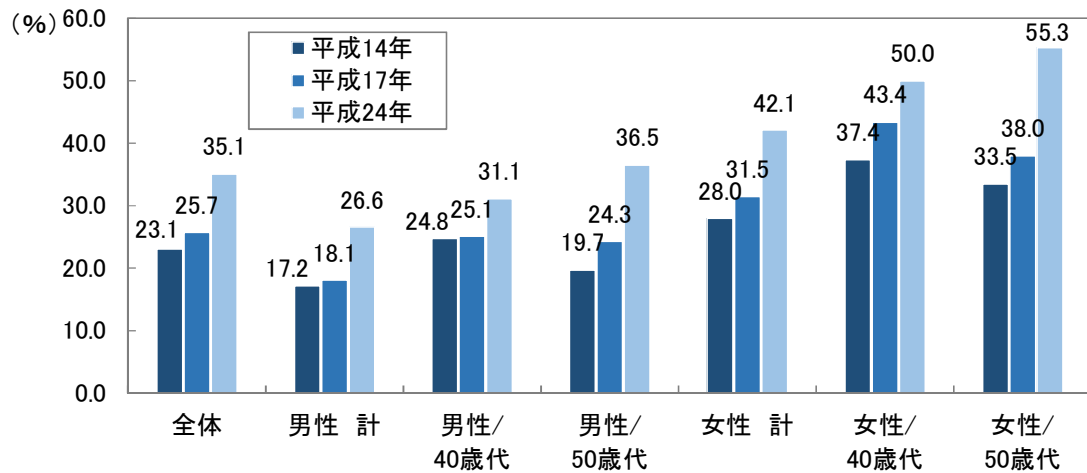
図17 歯や口の健康のために気をつけていること



出典：平成 24 年 さいたま市健康に関する調査結果

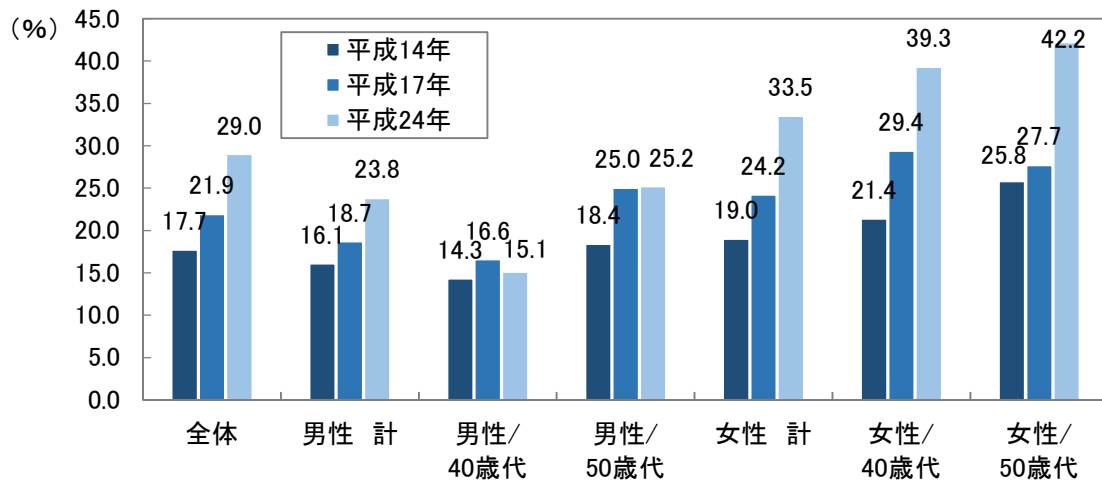
歯ブラシのほかに、デンタルフロスや歯間ブラシを使う人の割合や、定期的に歯石を取ってもらう人の割合は、平成24年までの10年間で男女共に増加傾向にあります。

図18 歯ブラシのほかに、デンタルフロスや歯間ブラシを使う人の割合



出典：平成24年 さいたま市健康に関する調査結果

図19 定期的に歯石を取ってもらう人の割合



出典：平成24年 さいたま市健康に関する調査結果

■ 1 歳 6 か月児歯科健康診査受診状況の推移

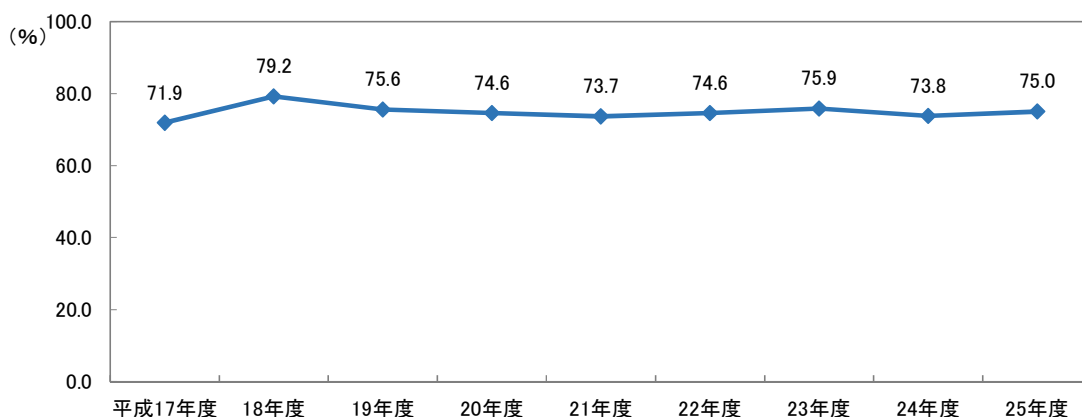
本市の平成 17 年度から平成 25 年度の 1 歳 6 か月児歯科健康診査受診状況は、70% 台を推移しています。全国の平成 23 年度の 1 歳 6 か月児歯科健康診査受診状況は、対象児 1,101,798 人に対して受診児は 1,026,458 人（受診率 93.2%）であり、本市は個別の医療機関で健康診査を実施している他の自治体と同様、全国の受診状況より低い傾向にあります。

表2 歳 6 か月児歯科健康診査受診状況の推移

年度	対象児（人）	受診児（人）	受診率（%）
平成 17 年度	11,417	8,209	71.9
平成 18 年度	10,815	8,563	79.2
平成 19 年度	10,975	8,302	75.6
平成 20 年度	11,248	8,389	74.6
平成 21 年度	11,331	8,352	73.7
平成 22 年度	11,214	8,368	74.6
平成 23 年度	11,380	8,643	75.9
平成 24 年度	11,350	8,377	73.8
平成 25 年度	11,050	8,284	75.0

出典：さいたま市幼児歯科健康診査

図20 1 歳 6 か月児歯科健康診査受診率の推移



出典：さいたま市幼児歯科健康診査

■ 3歳児歯科健康診査受診状況の推移

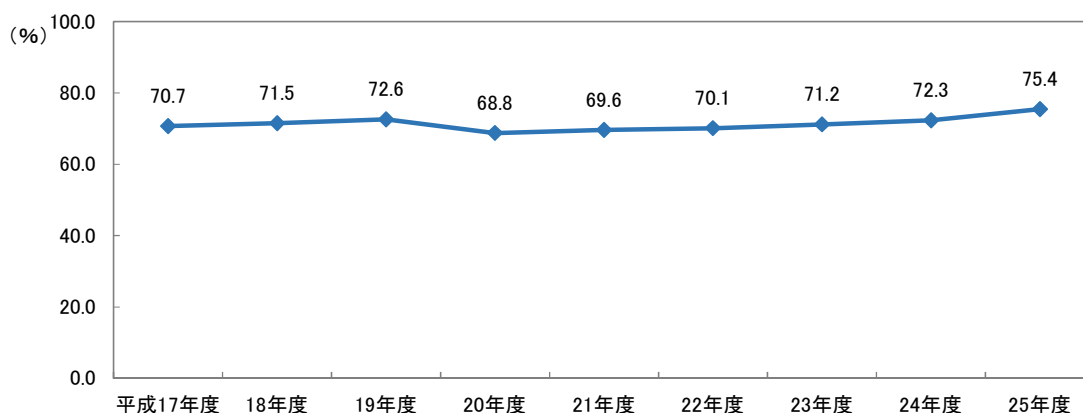
本市の平成17年度から平成25年度の3歳児歯科健康診査受診状況は、60%台から70%台を推移しています。全国の平成23年度の3歳児歯科健康診査受診状況は、対象児1,116,713人に対して受診児は1,015,374人（受診率90.9%）であり、本市は個別の医療機関で健康診査を実施している他の自治体と同様、全国の受診状況より低い傾向にあります。

表3 3歳児歯科健康診査受診状況の推移

年度	対象児（人）	受診児（人）	受診率（%）
平成17年度	11,451	8,094	70.7
平成18年度	11,200	8,007	71.5
平成19年度	11,053	8,028	72.6
平成20年度	10,707	7,363	68.8
平成21年度	11,102	7,729	69.6
平成22年度	11,320	7,933	70.1
平成23年度	11,394	8,113	71.2
平成24年度	11,396	8,242	72.3
平成25年度	11,411	8,601	75.4

出典：さいたま市幼児歯科健康診査

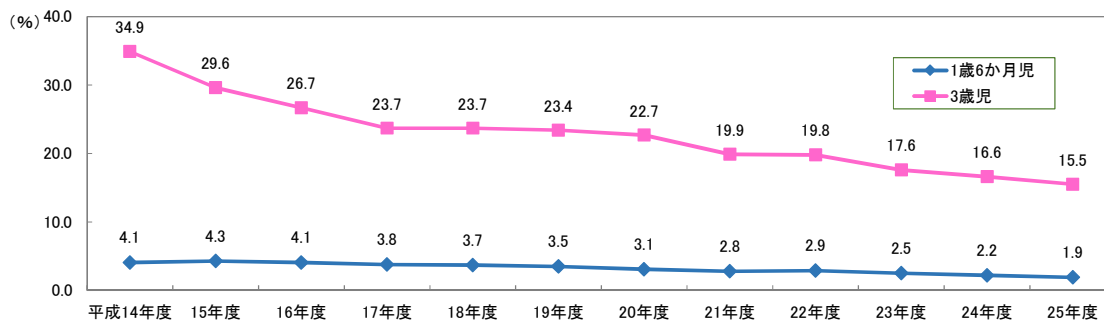
図21 3歳児歯科健康診査受診率の推移



出典：さいたま市幼児歯科健康診査

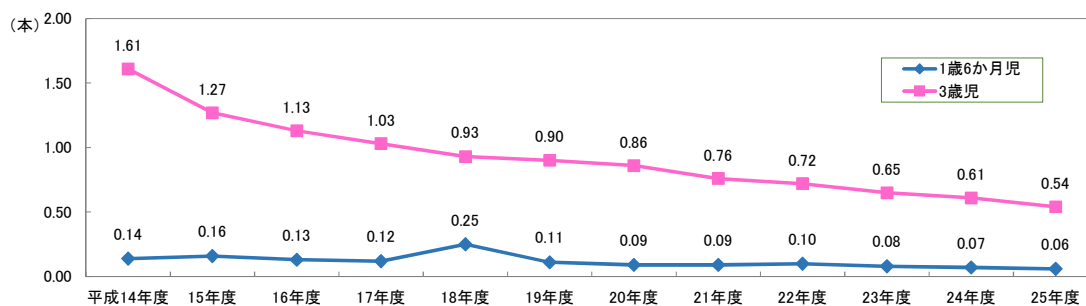
■ 幼児歯科健康診査結果

図22 幼児歯科健康診査におけるむし歯有病者率の推移



出典：さいたま市幼児歯科健康診査

図23 幼児歯科健康診査における1人平均むし歯数の推移



出典：さいたま市幼児歯科健康診査

フッ化物³塗布の経年データ

※平成18年度より、希望者に対し指定歯科医療機関にてフッ化物塗布を実施。

1回目：1歳6か月児歯科健康診査受診時

2回目：2歳6か月未満児（1回目塗布後、6か月以内が目安）

表4 フッ化物塗布の経年データ

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
フッ化物塗布者数 (1回目・2回目合計)	11,597人	12,088人	11,896人	11,714人
フッ化物塗布実施率 (1回目のみを計上)	94.1%	94.3%	95.0%	86.3%

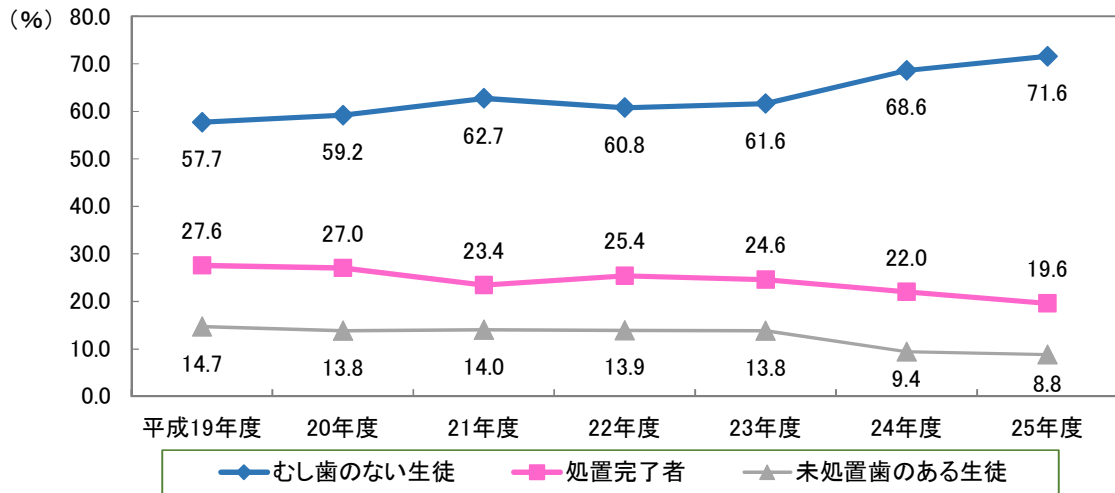
出典：さいたま市幼児歯科健康診査

³ フッ化物：いわゆるフッ素といわれた元素で、地中や海水、河川水、植物、動物など、自然界に多く広く含まれる。フッ化物は歯のエナメル質を強くしたり、修復したりする作用があるほか、むし歯菌が出す歯を溶かす酸を抑制する働きがある

■ 12 歳児のむし歯有病者率推移（乳歯含む）

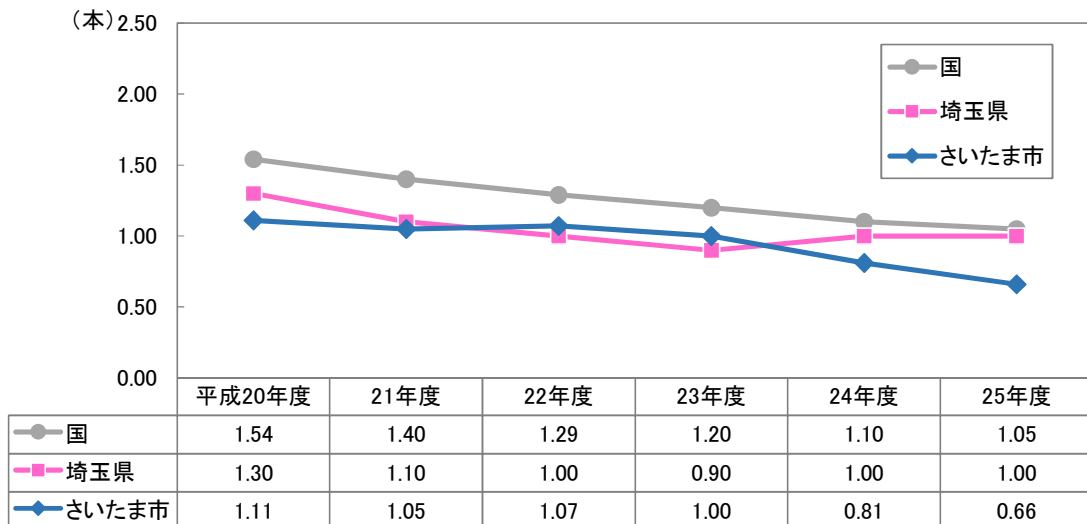
12 歳児のむし歯のない生徒は、平成 25 年度は平成 19 年度と比較して 13.9 ポイント増加しています。また未処置歯のある生徒は、平成 25 年度は平成 19 年度と比較して 5.9 ポイント減少しています。

図24 12 歳児むし歯有病者率推移（乳歯含む）



出典：さいたま市児童生徒の疾病等調査

図25 12 歳児 1 人平均 DMF 歯数 国・県・市の年度推移

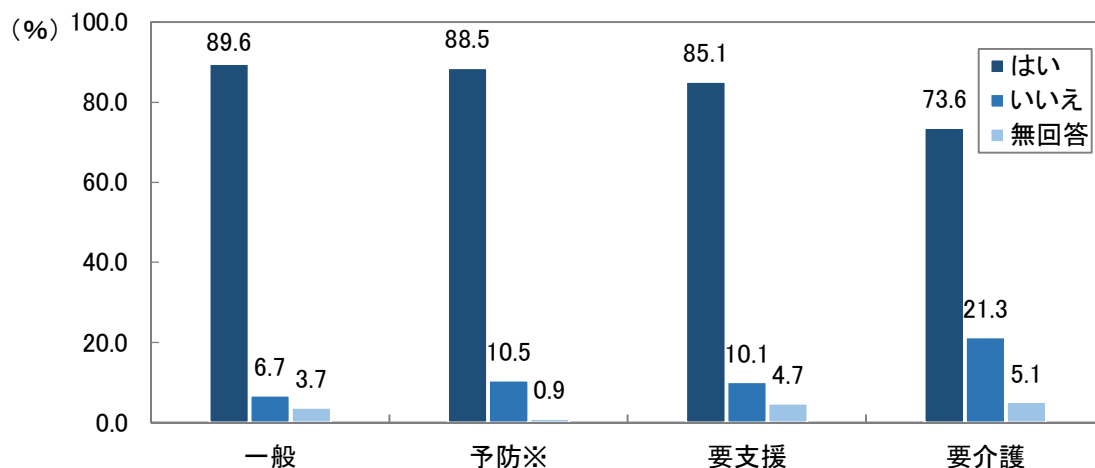


出典：市：学校歯科保健状況調査
国・県：学校保健統計調査

■65 歳以上の高齢者の口腔状態

介助を必要とする度合いが増すと毎日の歯科口腔ケアの割合が低下しています。また、定期的な歯科受診（健康診査を含む）をしている割合は、「はい」が41.9%、「いいえ」が52.7%と定期的な歯科受診（健康診査を含む）をしていない人の割合が多くなっています。

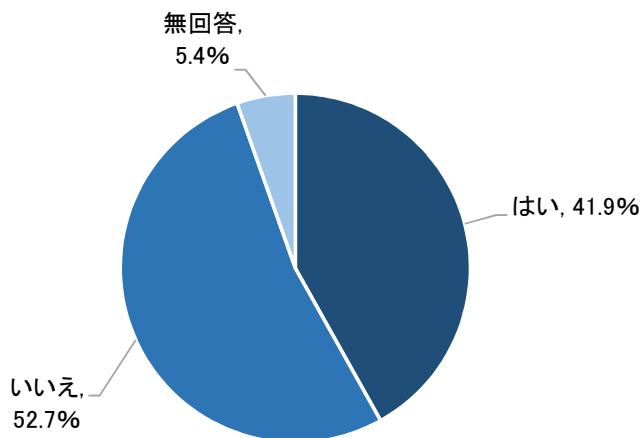
図26 歯みがきを毎日している人の割合



※生活機能評価⁴による二次予防事業対象者

出典：平成23年 さいたま市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のためのアンケート調査

図27 定期的に歯科受診（健康診査を含む）をしている人の割合



出典：平成23年 さいたま市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のためのアンケート調査

⁴ 生活機能評価：運動・栄養・口腔・虚弱・認知症予防・閉じこもり予防・うつ病の生活機能を評価する項目を集計・分析することで介護の二次予防事業対象者を判定するもの

第3章 歯科口腔保健の推進に関する施策

1. 施策の体系
2. 歯科疾患の予防
3. 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上
4. 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な人に対する歯科口腔保健
5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

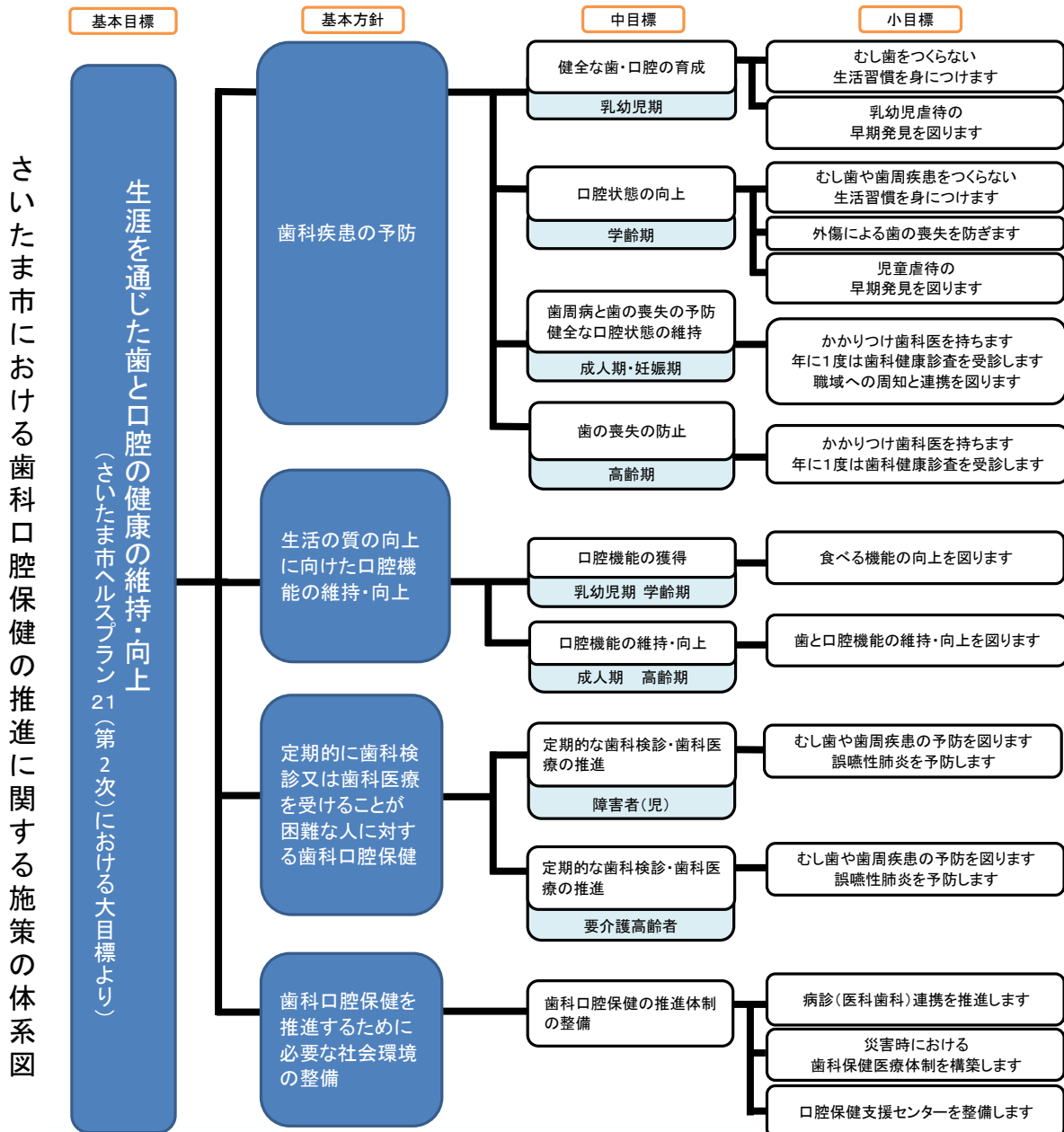


第3章 歯科口腔保健の推進に関する施策

1. 施策の体系

本計画は、平成24年6月に実施した市民調査「健康についての調査」の結果及び本市の歯科口腔保健の現状等を踏まえ、平成25年3月に策定した「さいたま市ヘルスプラン21（第2次）」との整合を図りながら、実態に沿った課題解決を図るため、「基本目標」、「基本方針」、そして基本的施策として各ライフステージにおける「中目標」、「小目標」を設定しています。

図28 施策の体系図



2. 歯科疾患の予防

◆現状

- 本市では、ライフステージごとに各種教室や相談、地区健康教育、巡回指導などの事業を実施しています。
- 3歳児歯科健康診査における、むし歯のない幼児の割合は年々増加しており、平成25年度の3歳児におけるむし歯のない幼児の割合は84.5%となっています。本市では、平成18年度から、1歳6か月児歯科健康診査時にフッ化物塗布を行っており、そのことがむし歯有病者率減少の要因の一つとして考えられます。一方で、むし歯の有病率の高い地域や乳幼児歯科健康診査受診率の低い地域など、地域による特徴がみられます。
- 12歳児（中学1年生）1人平均DMF歯数は平成25年度0.66本となっており、平成34年度の国の目標値（1.0本未満）を達成しています。
- 健康についての調査（平成24年）では、歯や口腔の健康のために気をつけていることは、「1日1回以上は歯（義歯）をていねいにみがいている」が82.1%（図17）で最も高く、次いで「歯ブラシのほかに、デンタルフロスや歯間ブラシを使う」が35.1%、「よく噛んで食べるようにしている」が31.4%となっています。
また、歯科健康診査の受診状況は、「定期的（年1回）に受けている」が平成24年25.8%（平成17年調査時より7.3ポイント増加）で4人に1人となっています。

◆課題

- 歯と口腔の健康は、生活の質に深く関わっていることから、ライフステージに応じた歯科健康診査、歯科保健指導⁵の充実を図ることが必要です。また、セルフケアとプロフェッショナルケア⁶の必要性について、幅広い普及啓発を行う必要があります。早い時期からかかりつけ歯科医を持ち、歯科疾患の予防に取り組むことが求められています。
- 咀嚼⁷は生涯を通じてすこやかな日常生活を送る上で重要ですが、特に高齢者は口腔機能を維持し、良好な栄養状態を保つことが望まれます。生活習慣病予防や介護予防の観点から、歯と口腔の健康づくりに向けた意識啓発と、年齢や地域の特性に応じた歯科口腔保健事業の展開を図る必要があります。

⁵ 歯科保健指導：個人あるいは集団を対象として口腔保健について専門の立場から正しい知識や技術を伝えることによって、対象者自身の日常生活を改善することを目的とした指導

⁶ プロフェッショナルケア：歯科医院での定期的チェック・歯のクリーニング・セルフケアの指導等のこと

⁷ 咀嚼：食物を噛み砕くこと

- むし歯の有病率や乳幼児歯科健康診査の受診率等、地域による格差の是正が必要となっています。
- 学齢期においては、口腔の外傷により歯を喪失することがないように安全教育と安全管理の向上が求められます。
- 歯科診療や歯科健康診査の際に身体的虐待やネグレクト⁸などを疑われる児童を早期に発見し、関係機関との連携による速やかな対応を図る仕組みのさらなる周知が必要です。

コラム
歯っとする話
その2

むし歯と虐待について



近年、子どもの虐待やネグレクトが社会問題となり、ニュースや新聞記事でよく取り上げられるようになってきました。この虐待やネグレクトを防ぐためには早期発見が大切ですが、そのために今子どもたちの「歯」が注目されています。



○むし歯が虐待・ネグレクトの発見のきっかけに！

一般的に虐待やネグレクトを受けている子どもは、受けていない子どもと比較して、何倍もむし歯が多いことが分かっています。

そこで近年ではむし歯の本数や学校の定期健康診査の受診結果に注目することで、虐待やネグレクトの発見につながるケースが出てきています。

早期発見のために

歯科診療や歯科健康診査の際に学校・歯科・行政機関等が連携して、虐待やネグレクトの早期発見をすることが大切です！

出典：日本歯科衛生士会ホームページ 「口の中から見た子どもの虐待」

⁸ ネグレクト：幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと

中目標：健全な歯・口腔の育成（乳幼児期）

乳幼児期は歯や口の健康を保つために適切な生活習慣を獲得することが重要であることから、保護者に対して乳幼児の成長発育に合わせたむし歯の予防や噛む力の育成など正しい情報の提供が求められます。また、フッ化物塗布や正しい歯みがき方法の啓発によるむし歯予防の推進が必要です。

◆具体的な取組み

小目標	市民の取組み	民間団体、関係機関、事業者等の取組み	市の取組み
○むし歯をつくらない生活習慣を身につけます	<ul style="list-style-type: none"> ○幼少期から、歯をみがく習慣を身につけ、食後に仕上げみがきを行います。 ○歯と口腔の健康を維持するために、よく噛んで食べるようにします。 ○甘い飲み物・食べ物などをだらだら食いしないなど、生活習慣の確立を図るよう、家族みんなで心がけます。 ○正しいブラッシング方法を学び、フッ化物入りの歯みがき剤を使用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○妊婦自身の歯や口腔の健康の維持・増進だけでなく、乳幼児期のむし歯予防についての啓発をします。 ○乳幼児に対する歯科保健事業、保育園・幼稚園での歯科健康診査・歯科保健指導を行います。 ○正しいブラッシング方法や歯間清掃用具の使用法の説明をします。 ○フッ化物塗布などによる予防処置を推進します。 ○噛みごたえのある食生活の普及を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○妊婦を対象に歯科健康診査やブラッシング実習を行い、歯や口腔の健康の保持増進を図ります。 ○1歳6か月児歯科健康診査、3歳児歯科健康診査を実施し、乳幼児期のむし歯予防を推進します。 ○幼児歯科健康診査の未受診児のフォローを行います。 ○乳幼児期の歯科保健教育や相談を充実し、フッ化物塗布の有効性について普及啓発します。 ○保育園・幼稚園と連携し、正しいブラッシングなどの習慣づけを推進します。 ○地域のボランティア団体などとともに、しっかり噛むことや、むし歯をつくらない子育てを支援します。 ○関係部署と連携を図り、データを集積・分析して、保健事業に活用しながら市民に情報を発信します。
○乳幼児虐待の早期発見を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ○地域コミュニティを活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○口腔の状態から虐待の発見につながることを関係者で共有します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待に気づいた場合のマニュアル(医療機関子ども虐待対応ガイドライン)の啓発を行います。

◆目標指標

目標指標と目標値				
目標指標	対象	ベースライン (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	出典
3 歳児歯科健康診査で むし歯のない幼児の割合	3 歳児	84.5%	90.0%	3 歳児歯科健康 診査結果
3 歳児で 2 回以上のフッ 化物塗布を受けている 幼児の割合	3 歳児	56.0%	増やす	3 歳児歯科健康 診査結果 (問診項目)

中目標：口腔状態の向上（学齢期）

学齢期は乳歯が永久歯に生え変わる時期であり、噛みづらく汚れが残りやすい状況であることから永久歯のむし歯予防が重要な時期です。また、中学生になると永久歯列の完成期にあたる一方で、歯周疾患の初発がみられる時期でもあります。高校生の時期になるとむし歯が放置されやすく、また性ホルモンの分泌が不調和になり、歯肉炎が悪化しやすくなることから、むし歯予防と歯周疾患予防教育を通して、生涯にわたるセルフケアの定着を図る必要があります。

このように、学齢期は生涯にわたる歯の健康を考える上で極めて重要な意味を持っており、継続した適切な歯科保健対策が必要な時期です。

◆具体的な取組み

小目標	市民の取組み	民間団体、関係機関、 事業者等の取組み	市の取組み
○むし歯や 歯周疾患を つくりたくない 生活習慣を 身につけま す	○正しいブラッシング方法を学び、フッ化物入りの歯みがき剤や歯間清掃用具を使用します。 ○小・中学生の頃から自主的に歯科健康診査を受けます。	○噛みごたえのある食生活の普及を支援します。 ○学校歯科保健事業を支援します。 ○学校歯科医として歯科健康診査・歯科保健指導を行います。	○小中学校等、関係部署と連携を図り、データを集積・分析して、保健事業に活用しながら市民に情報を発信します。 ○歯科医師・歯科衛生士と連携し、ブラッシング実習等を実施し、小・中学校における学校歯科口腔保健を推進します。

小目標	市民の取組み	民間団体、関係機関、事業者等の取組み	市の取組み
○外傷による歯の喪失を防ぎます	○歯・口の外傷を予防するよう安全行動に努めます。 ○運動の際には、適切なマウスガードを装着します。	○安全管理やスポーツマウスガード ⁹ について学校やスポーツ団体への啓発を行います。 ○日常生活や運動時の外傷予防の教育や啓発を行います。	○安全教育と安全管理の向上とスポーツマウスガードの装着を啓発します。
○児童虐待の早期発見を図ります	○地域で子育てを支援します。	○教職員、学校医、学校歯科医等の連携により早期発見と速やかな対応を行います。	○早期介入について市民へ啓発します。 ○教職員に早期発見と速やかな対応を啓発します。

◆目標指標

目標指標と目標値				
目標指標	対象	ベースライン (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	出典
12 歳児でのむし歯のない生徒の割合	中学 1 年生	71.6%	80.0%	学校歯科健康診査
【モニタリング】 中学生・高校生における歯肉に炎症所見(歯周疾患)を有する生徒の割合	中学生 高校生	2.7%	—	学校歯科健康診査
12 歳児 1 人平均 DMF 歯数	中学 1 年生	0.66 本	0.55 本	学校歯科保健状況調査
小学生・中学生・高校生における歯・口の負傷件数	小学生 中学生 高校生	255 件	減らす	スポーツ振興センターの申請件数

⁹ マウスガード：マウスピースやマウスプロテクターとも呼ばれ、口の中を保護するための装置。ボクシングやラグビーの試合でよく使われるもの

中目標：歯周病と歯の喪失の予防 健全な口腔状態の維持（成人期・妊娠期）

20歳以降は歯の喪失原因である歯周疾患が急増する時期であり、糖尿病や循環器疾患のリスク要因となることから、この時期のより一層の予防対策が求められるところです。生活習慣病の一つであるむし歯や歯周疾患を予防していくためには、「自分の健康は自分で守る」というセルフケア行動の定着を図る上で最も重要な時期であるとともに、歯科健康診査の受診によるプロフェッショナルケアと合わせた口腔管理が必要です。

妊娠中は口腔衛生状態が悪化しやすく、むし歯の増加や歯肉炎が進行する傾向が認められます。また、妊婦の歯科保健に対する意識が乳幼児の口腔衛生状態に大きな影響を及ぼすことなどから、この時期には母親自身のみならず胎児のために歯科健康診査を受けることや妊娠中の栄養面での配慮、歯みがき等についての指導を通じて、出産までに歯科保健の知識を高めておくことが必要です。

近年、母親のむし歯や歯周疾患に起因した母親から子どもへの影響が検証されており、妊婦に対する歯科健康診査の実施や妊娠から出産後に至る継続した歯科保健指導が必要とされています。さらに、妊婦歯科健康診査を通して、産まれてくる子どもの歯と口腔保健についての教育効果も期待されます。

◆具体的な取組み

小目標	市民の取組み	民間団体、関係機関、事業者等の取組み	市の取組み
<p>○かかりつけ歯科医を持ちます</p> <p>○年に1度は歯科健康診査を受診します</p> <p>○職域への周知と連携を図ります</p>	<p>○定期的に歯科健康診査を受け、歯間清掃用具を正しく使います。</p> <p>○生涯おいしく食べるために歯や口腔の状態を悪くしないよう、日頃から気をつけます。</p>	<p>○むし歯や歯周病が全身の健康に及ぼす影響をはじめ、口腔保健や口腔ケア・口腔機能の重要性を市民に啓発します。</p> <p>○定期的な歯科健康診査の必要性や正しいブラッシング方法、歯間清掃用具の使用方法を説明し、歯周病の予防対策を推進します。</p> <p>○個々の身体状況や病状に応じた歯科治療や情報提供などを推進します。</p>	<p>○妊婦を対象に歯科健康診査やブラッシング実習を行い、歯や口腔の健康の保持増進を図ります。</p> <p>○かかりつけ歯科医による歯科健康診査の必要性の普及啓発を行い、定期的な受診者の増加を図ります。</p> <p>○歯科健康診査を実施し、受診者数の増加を図ります。</p> <p>○歯科教室や歯科相談を充実します。</p>

小目標	市民の取組み	民間団体、関係機関、事業者等の取組み	市の取組み
		<p>○事業所での歯科検診¹⁰を推進します。</p>	<p>○市報やパンフレット、ホームページなどで歯や口腔の健康づくりに関する情報提供を行います。</p> <p>○各種保健事業を通じて8020運動¹¹を推進します。</p> <p>○社会福祉施設等の職員対象の研修会を実施し、歯科口腔保健に関して普及啓発します。</p> <p>○関係部署と連携を図り、データを集積・分析して、保健事業に活用しながら市民に情報を発信します。</p> <p>○歯周疾患と糖尿病や動脈硬化症等の関連について啓発を行います。</p>

¹⁰ 歯科検診：特定の病気を早期に発見し、治療することを目的としている検診

¹¹ 8020運動：1989年（平成元年）より厚生省（当時）と日本歯科医師会が推進している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という取組み

◆目標指標

目標指標と目標値				
目標指標	対象	ベースライン (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	出典
かかりつけ歯科医を持っている人の割合	20 歳以上	81.0% [†]	増やす	市民意識調査
40 歳代における進行した歯周炎 (CPI ¹² 3 以上) を有する人の割合	40 歳代	34.8%	減らす	成人歯科健康診査
40 歳の未処置歯を有する人の割合	40 歳	40.6%	35.0%	成人歯科健康診査
【モニタリング】	40 歳男性	55.7%	—	
	40 歳女性	35.9%	—	
歯間清掃用具を使用する人の割合	40 歳	63.2%	70.0%	成人歯科健康診査
	40 歳代男性	31.1% [†]	40.0%	健康についての調査
	50 歳代男性	36.5% [†]		
	40 歳代女性	50.4% [†]	60.0%	
	50 歳代女性	55.3% [†]		
定期的に歯石を取ってもらっている人の割合	40 歳代男性	15.1% [†]	30.0%	
	50 歳代男性	25.2% [†]		
	40 歳代女性	39.3% [†]	50.0%	
	50 歳代女性	42.2% [†]		
40 歳代で喪失歯のない人の割合	40 歳代	81.7%	増やす	成人歯科健康診査
過去 1 年間に歯科健康診査を受診した人の割合	20 歳以上	23.6% [†]	55.0%	健康についての調査
歯科検診を行っている事業所数	事業所	今後調査	増やす	さいたま市歯科医師会 依頼事業所数

[†]平成 24 年度のデータ [‡]平成 26 年度のデータ

¹² CPI：地域歯周疾患指数。歯周疾患のスクリーニングで歯肉出血、歯周ポケットの深さ、歯石を測定するもので、健全 0 から 5 段階で評価し、3 は浅い歯周ポケットがあるもの

目標指標と目標値				
目標指標	対象	ベースライン (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	出典
事業所の歯科検診実施者数(労働安全衛生法第 66 条第 3 項の規定による)	さいたま労働基準監督署管内 ¹³	1,126 人	増やす	規模別業種別定期健康診断結果実施状況報告

コラム
歯っとする話
その 3

たばこの口腔への影響について



たばこの煙には多くの有害物質が含まれており、身体に悪影響を及ぼします。喫煙によって歯や歯肉には以下のような影響があります。

○**歯周病の危険性が高まります**

たばこに含まれるニコチンは白血球などの細菌から身体を守る免疫細胞の働きを悪化させるため歯周病菌に感染する危険性が高まります。

○**舌がんや歯肉がんの危険性も高まります**

喫煙によって歯周病にかかりやすくなるだけでなく、舌や頬粘膜、歯肉に、がんになることもある白斑がでやすくなります。喫煙者は非喫煙者の 6 倍も白斑がでやすくなります。

○**着色・口臭の原因になります**

喫煙で皮膚や粘膜にメラニン色素が沈着して、歯肉の黒変や着色が生じやすくなります。またたばこに含まれるタールや喫煙による血行不良・唾液分泌の低下が口臭の原因となります。

禁煙で改善できます

禁煙や受動喫煙の防止によって歯周病等の問題は改善します。禁煙で健康に！



出典：厚生労働省 e-ヘルスネット

¹³ さいたま労働基準監督署管内：さいたま市（岩槻区をのぞく）、鴻巣市（旧川里町をのぞく）、上尾市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、北足立郡伊奈町

中目標：歯の喪失の防止（高齢期）

高齢期における、器質的な障害である「歯の喪失」や機能的な面での「咀嚼機能の低下」は、日常生活の質の低下だけでなく、低栄養を招くなど全身の健康に与える影響が大きいことから、歯・口腔の状態を良好に保つための予防対策の充実が求められます。

また、高齢化が進むことにより増加が予測されている誤嚥性肺炎¹⁴は、栄養管理とともに口腔ケアが効果的であることから、歯や口腔粘膜、舌などの清潔保持のためのケアと口腔機能の維持・向上を図ることが重要となっています。

◆具体的な取組み

小目標	市民の取組み	民間団体、関係機関、事業者等の取組み	市の取組み
<p>○かかりつけ歯科医を持ちます</p> <p>○年に1度は歯科健康診査を受診します</p>	<p>○定期的に歯科健康診査を受け、歯間清掃用具を正しく使います。</p> <p>○生涯おいしく食べるために歯や口腔の状態を悪くしないよう、日頃から気をつけます。</p>	<p>○むし歯や歯周病が全身の健康に及ぼす影響をはじめ、口腔保健・口腔ケア及び口腔機能の重要性を市民に啓発します。</p> <p>○定期的な歯科健康診査の必要性や正しいブラッシング方法、歯間清掃用具の使用方法を説明し、歯周病の予防対策を推進します。</p> <p>○個々の身体状況や病状に応じた歯科治療や情報提供などを推進します。</p>	<p>○かかりつけ歯科医による歯科健康診査の必要性の普及啓発を行い、定期的な受診者の増加を図ります。</p> <p>○歯科健康診査を実施し、受診者数の増加を図ります。</p> <p>○歯科教室や歯科相談を充実します。</p> <p>○市報やパンフレット、ホームページなどで歯や口腔の健康づくりに関する情報提供を行います。</p> <p>○各種保健事業を通じて 8020 運動を推進します。</p> <p>○社会福祉施設等の職員対象の研修会を実施し、歯科口腔保健に関して普及啓発します。</p> <p>○関係部署と連携を図り、データを集積・分析して、保健事業に活用しながら市民に情報を発信します。</p>

¹⁴ 誤嚥性肺炎：口の中の細菌が誤って肺に入ることによって起こる肺炎

◆目標指標

目標指標と目標値				
目標指標	対象	ベースライン (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	出典
60 歳代における進行した歯周炎 (CPI3 以上) を有する人の割合	60 歳代	49.8%	減らす	成人歯科健康診査
60 歳の未処置歯を有する人の割合	60 歳	25.3%	15.0%	成人歯科健康診査
【モニタリング】	60 歳男性	29.0%	—	
	60 歳女性	23.5%	—	
歯間清掃用具を使用する人の割合	60 歳	75.2%	80.0%	成人歯科健康診査
60 歳代で 24 歯以上自分の歯を有する人の割合	60 歳代	76.6%	増やす	成人歯科健康診査
80 歳代で 20 歯以上自分の歯を有する人の割合	80 歳代	60.9%	増やす	成人歯科健康診査

コラム 歯っとする話 その 4

はじめよう口腔ケア



口腔ケアは、むし歯や歯周疾患の予防のためだけでなく、全身の健康を守るためにとっても大切です。口腔ケアは、自分自身で行う毎日の**セルフケア**と、歯科医師・歯科衛生士による専門的な清掃やアドバイスなどの**プロフェッショナルケア**の両方を行うことが大切です。

○口腔ケアの目的はむし歯予防だけではありません！

むし歯、歯周疾患の予防に加えて以下の様々な目的があります。

1. 味覚の改善
2. 唾液分泌の促進
3. 会話などのコミュニケーションの改善
4. 生活リズムを整える
5. 口腔機能の維持・回復につながる



身体全身のためにしっかりと
口腔ケアをしましょう！

出典：8020 推進財団ホームページ「はじめよう口腔ケア」

3. 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上は乳幼児期及び学齢期、成人期及び高齢期とライフステージごとの特性を踏まえて取り組む必要があります。

◆現状

- 厚生労働省乳幼児栄養調査（平成 17 年度）では、1 歳を超えた子どもの食事で困っていることは、「遊び食い」が 45.4%で最も高く、次いで「偏食する」が 34.0%、「むら食い」が 29.2%、「食べるのに時間がかかる」が 24.5%、「よく噛まない」が 20.3%となっています。「偏食する」は平成 7 年度前回調査の 24.9%から増加し、「よく噛まない」は平成 7 年度前回調査の 12.6%から増加しています。
- さいたま市食育に関する調査（平成 23 年度）では、咀嚼^{そしゃく}の状況について、「よく噛んでいる」が、全体の約 4 割と最も高くなっているものの、「よく噛んでいない／気にしていない」が、平成 19 年に実施した前回調査よりもやや増加しています。特に男性では、青年期から壮年期において「よく噛んでいない／気にしていない」が半数以上と高くなっています。

◆課題

- 乳幼児期は、食習慣をはじめ生活習慣の基礎づくりが始まり、身体発育や味覚の形成などの感覚機能・咀嚼^{そしゃく}機能などの発達が著しい時期です。永久歯への正常な交換を促し、きれいな歯並びの形成につながるよう乳歯を健全な状態に保つとともに、健全な顎^{がく}口腔機能の発育を促すことが必要です。
- 咀嚼^{そしゃく}は生涯を通じてすこやかな日常生活を送る上で重要ですが、特に高齢者は口腔機能を維持し、良好な栄養状態を保つことが望まれます。生活習慣病予防や介護予防の観点から、歯と口腔の健康づくりに向けた意識啓発と年齢や地域の特性に応じた歯科口腔保健事業の展開を図る必要があります。

中目標：口腔機能の獲得（乳幼児期及び学齢期）

乳幼児期は、顎^{あご}や口腔の機能が発達する時期です。また、体の成長を促すだけでなく、咀嚼^{そしゃく}の機能を獲得する重要な時期であることから、離乳食を正しい時期に始め、家族みんなでいっしょに楽しく食事をすることで食べる力を育むことなど、保護者への正しい知識の普及啓発が必要です。

◆具体的な取組み

小目標	市民の取組み	民間団体、関係機関、事業者等の取組み	市の取組み
○食べる機能の向上を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠中からバランスの取れた食事に関する知識を深めます。 ○妊娠中から食育に取り組みます。 ○家族みんなで楽しく食事をします。 ○郷土の味、行事食、伝統食などに関心を持ち、取り入れます。 ○噛みごたえのある食べ物を食生活に取り入れてしっかり噛む習慣を身につけます。 ○左右の歯でよく噛んで食べます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○噛みごたえのある食生活の普及を支援します。 ○バランスの取れた食事や給食を提供し、食に対する情報提供や指導を行います。 ○家族そろって食卓を囲むことができるよう支援します。 ○噛ミング 30¹⁵を推進します。 ○食べる機能の重要性を歯科医師からアプローチします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児期から、発達段階に応じて、楽しくおいしく食べられるよう支援します。 ○望ましい食習慣について、特に若い世代や子育て世代に対し積極的に普及啓発を進めます。

¹⁵ 噛ミング30（カミングサンマル）：「噛ミング30」運動とは、十分に歯・口を使う「食べ方」を通じて食育推進を展開し、国民の健康増進を図ろうと、厚生労働省が「ひとくち30回以上噛む」ことを目標として、健全な食生活を推進するために提唱した運動。30回というのは、窒息防止や五感での味わいを考慮し、従来から噛む回数を目途とされている回数

◆目標指標

目標指標と目標値				
目標指標	対象	ベースライン (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	出典
3 歳児で不正咬合等が認められる幼児の割合	3 歳児	12.6%	減らす	3 歳児歯科健康診査
噛みごたえのある食べ物（肉・野菜など）を食べている幼児の割合	3 歳児	91.4%	増やす	3 歳児歯科健康診査（問診項目）



中目標：口腔機能の維持・向上（成人期及び高齢期）

歯の早期喪失の防止による咀嚼機能や構音機能¹⁶の低下を防ぐことは身体的な健康のみならず、精神的、社会的な健康にも大きく寄与することから、中高年になっても機能を低下させないことが重要です。平成21年の国民健康・栄養調査での主観的咀嚼良好者の割合は50歳代から低下し（78.2%）、70歳以上では大きく低下（59.2%）していました。むし歯や歯周疾患で歯を早期に失わないために、セルフケアとプロフェッショナルケアによる口腔管理の啓発が必要です。

◆具体的な取組み

小目標	市民の取組み	民間団体、関係機関、事業者等の取組み	市の取組み
○ 歯と口腔機能の維持・向上を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的に歯科健康診査を受けます。 ○お口の体操や舌の体操を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防として口腔機能の維持・向上の事業を行います。 ○お口の体操や舌の体操を普及啓発します。 ○とろみ剤¹⁷を使用するなど口腔機能に応じて食べやすくする指導を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○口腔機能の維持・向上について普及啓発します。 ○お口の体操や舌の体操を各種事業で啓発します。 ○かかりつけ歯科医による歯科健康診査の必要性の普及啓発を行い、定期的な受診者の増加を図ります。 ○歯科健康診査を実施し、受診者数の増加を図ります。 ○歯科教室や歯科相談を充実します。 ○市報やパンフレット、ホームページなどで歯や口腔の健康づくりに関する情報提供を行います。

¹⁶ 構音機能：言葉を発するために必要な口腔機能

¹⁷ とろみ剤：食べ物を飲み込む能力が低下する、特に身体障害者や高齢者に使用する食事補助剤。液体の飲み物にとろみをつけ、むせるのを緩和するために用いる

◆目標指標

目標指標と目標値				
目標指標	対象	ベースライン	目標値 (平成 34 年度)	出典
60 歳代における咀嚼 良好者の割合	60 歳代	69.8% [†]	80.0%	健康についての調査

[†]平成 24 年度のデータ

コラム 歯っとする話 その 5

口腔ケアと認知症について



歯みがきなどの口腔ケアはむし歯や歯周疾患を予防するだけでなく、認知症予防にも効果があります。歯を大切にすることは、歯だけでなく身体全体にとてもよいことなのです。

○健康な自分の歯を保つことが大切！

歯の本数と認知症には関連性があり、歯が 20 本以上ある人に比べて、ほとんどない人は約 2 倍も認知症になる日数が早いと言われています。これは歯が少ないことでしっかりとものが噛めないようになり、脳への刺激が少なくなることが原因だと考えられています。



認知症予防のために

毎日の歯みがき、定期的な健康診査を行い、自分の歯を失わないように大切にケアしましょう！
年をとっても自分の歯でいきいきと！

出典：平成 22 年 厚生労働科学研究：神奈川歯科大学

4. 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な人に対する歯科口腔保健

◆現状

- 障害者（児）、要介護高齢者のむし歯については、一般的に健常者に比べ未処置歯が多く認められますが、全国的にも実態は明らかにされておらず、本市においても実態が明らかになっていない状況です。
- 障害者（児）の外来歯科治療については、埼玉県が主体となって「障害者歯科相談医ネットワーク」が構築されています。本市においても行政窓口で受けた歯科受診希望者に相談医制度の案内を行っています。
- 本市の総合療育センターひまわり学園においては、同学園を利用する外来療育児童に対して歯科健康診査だけでなく、治療やフッ化物塗布などの歯科医療サービスを提供しています。また、一部の社会福祉施設の利用者、さらには在宅の障害者（児）を対象に、社会福祉事業団、各歯科医師会等がそれぞれの方法で歯科健康診査や歯科保健指導を実施しています。

◆課題

- 障害者（児）の歯科・口腔の状態について実態を把握する必要があります。
- 幼少期から、かかりつけ歯科医を持ち、むし歯や歯周疾患の予防や重症化予防の必要性について啓発することが必要です。
- 全身麻酔が必要な障害者（児）の高度治療施設など、後方医療機関の整備や、専門性の高いスキルを持った歯科医の養成が求められています。
- 高齢者の口腔機能の維持向上を図るためには、保健・医療・福祉との連携を密にし、むし歯や歯周病を予防できる体制の整備が必要です。

中目標：定期的な歯科検診・歯科医療の推進（障害者（児））

障害者（児）の歯科・口腔の実態を把握するとともに、定期的な歯科検診の機会や、かかりつけ歯科医を持つことで、むし歯や歯周疾患の予防、口腔機能の維持向上を図ります。

◆具体的な取組み

小目標	市民の取組み	民間団体、関係機関、事業者等の取組み	市の取組み
○むし歯や歯周疾患の予防を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的に歯科健康診査を受けます。 ○かかりつけ歯科医を持ちます。 ○正しいブラッシング方法を学び、フッ化物入りの歯みがき剤や歯間清掃用具を使用します。 ○早期に治療をし、重症化を防ぎます。 ○家族で正しいブラッシング方法を習得します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○フッ化物の利用による予防処置を推進します。 ○正しいブラッシング方法や歯間清掃用具の使用法の説明をします。 ○個々の身体状況や障害に応じた歯科治療や情報提供などを推進します。 ○障害者（児）施設では、定期的な歯科検診を行います。 ○在宅の障害者（児）の継続したケアを行います。 ○通所者や入所者の口腔状態をチェックします。 ○バリアフリー¹⁸を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○口腔機能の維持・向上について普及啓発します。 ○社会福祉施設等の職員対象の研修会を実施し、歯科口腔保健に関して普及啓発を行います。 ○障害者（児）で歯科健康診査の機会に恵まれない市民を対象に、歯科保健指導を行います。 ○相談窓口を一本化するなど連携体制を整備します。 ○障害者（児）の歯科治療が可能な医療機関情報を提供します。

¹⁸ バリアフリー：高齢者や障害者等が社会生活を送る上で、障壁となるものを取り除くこと

小目標	市民の取組み	民間団体、関係機関、事業者等の取組み	市の取組み
<small>ごえんせい</small> ○誤嚥性 <small>はいえん</small> 肺炎を予防 します	○定期的に歯科健康診査を受けます。 ○お口の体操や舌の体操を行います。	○介護予防として口腔機能の維持・向上の事業を行います。 ○お口の体操や舌の体操を普及啓発します。 ○とろみ剤を使用するなど口腔機能に応じて食べやすくする指導を行います。	○口腔機能の維持・向上について普及啓発します。 ○社会福祉施設等の職員対象の研修会を実施し、歯科口腔保健に関して普及啓発を行います。

◆目標指標

目標指標と目標値				
目標指標	対象	ベースライン (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	出典
障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施数	施設	28 施設	増やす	障害福祉課 歯科検診実施 状況調査

中目標：定期的な歯科検診・歯科医療の推進（要介護高齢者）

要介護高齢者の死亡原因の一つとなっている誤嚥性肺炎^{ごえんせいはいえん}は、口の中の細菌が誤って肺に入ってしまうことにより発症します。

また、高齢期に多く見られる歯の喪失や口腔機能の低下は、低栄養を招き、要介護状態を重症化させる可能性が高くなります。

要介護高齢者が、質の高い健康な生活を送り誤嚥性肺炎を予防するためには、口腔ケアと嚥下障害^{えんげ}¹⁹の予防の充実が求められます。

◆具体的な取組み

小目標	市民の取組み	民間団体、関係機関、事業者等の取組み	市の取組み
<p>○むし歯や歯周疾患の予防を図ります</p> <p>○誤嚥性肺炎を予防します</p>	<p>○定期的に歯科健康診査を受けます。</p> <p>○お口の体操や舌の体操を行います。</p> <p>○正しいブラッシング方法を学び、フッ化物入りの歯みがき剤を使用します。</p>	<p>○介護予防として口腔機能の維持・向上の事業を行います。</p> <p>○個々の身体状況や病状に応じた歯科治療や情報提供などを推進します。</p> <p>○お口の体操や舌の体操を普及啓発します。</p> <p>○とろみ剤を使用するなど口腔機能に応じて食べやすくする指導を行います。</p> <p>○介護保険のケアプランに口腔ケアを取り入れます。</p>	<p>○口腔機能の維持・向上について普及啓発します。</p> <p>○社会福祉施設や居宅サービス事業者の職員対象の研修会を実施し、歯科口腔保健に関して普及啓発を行います。</p> <p>○在宅要介護者で歯科健康診査の機会に恵まれない市民を対象に、訪問歯科健康診査・歯科保健指導を行います。</p> <p>○介護保険のケアプランに口腔ケアを取り入れるよう普及啓発します。</p> <p>○要介護高齢者の家族に対し口腔ケアの研修会を実施します。</p>

¹⁹ 嚥下障害^{えんげ}：疾病や老化のために飲食物の咀嚼や飲み込みが困難になる障害。これにより栄養低下や誤嚥性肺炎を引き起こすことがある

◆目標指標

目標指標と目標値				
目標指標	対象	ベースライン (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	出典
介護老人福祉施設及び 介護老人保健施設での 定期的な歯科検診実施 数	施設	39 施設	増やす	介護保険課 歯科検診実施 状況調査
口腔機能向上教室の充 実	要支援対象 者	317 人	参加者数の増加	高齢福祉課 歯科検診実施 状況調査

コラム 歯っとする話 その6

ごえんせいはいえん 口腔ケアと誤嚥性肺炎について



誤嚥性肺炎とは異物や食物が誤って肺に入ることによって起こる肺炎で、食べものを飲み込む力が低下した高齢者に起こりやすい病気です。一見、歯みがきなどの口腔ケアと肺炎は無関係に思われますが、しっかりと口腔ケアを行うことで、誤嚥性肺炎の発生率を約 **40%減らす** ことができると言われています。

○口腔ケアが肺炎の発症率をおさえる理由

1. 口腔ケアにより口の中の細菌が減少するため
2. 口腔ケアにより唾液などをしっかり飲み込めるようになるため
3. 健康な歯があることでよく噛み、よく食べることができ、身体が健康になり免疫力が高くなるため

誤嚥性肺炎の予防のために

口の中を清潔に保つことで、誤嚥性肺炎にかかりにくくなります。
毎日の口腔ケアを忘れずに！

出典：8020 推進財団 ホームページ

5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

中目標：歯科口腔保健の推進体制の整備

歯科口腔保健の推進にあたっては、保健、医療、福祉、労働衛生、教育などの関係機関が連携を図るとともに、災害時の歯科保健医療体制の構築が求められます。また、歯科保健に従事する人材の資質向上のための研修や情報の提供体制の整備が課題となっています。

◆具体的な取組み

小目標	市民の取組み	民間団体、関係機関、事業者等の取組み	市の取組み
○病診（医科歯科）連携を推進します	○かかりつけ歯科医とかかりつけ医の間で病状の共有を許可します。	○歯科疾患と生活習慣病との関係について情報発信をします。 ○医療情報を共有し、関連疾患の予防を進めます。 ○医科と歯科のネットワークを構築します。	○医科と歯科が連携しやすい環境を整えます。 ○市民の健康に関する統計情報を発信します。 ○市立病院内に口腔外科を設置します。
○災害時における歯科保健医療体制を構築します	○災害時の非常持ち出し品に、歯ブラシなどの口腔ケア用品を追加します。	○災害時の対応マニュアルを作成します。 ○支援体制や連絡網の整備を図ります。 ○災害時備蓄品（薬）を備蓄します。 ○平常時からの訓練を実施します。 ○災害時の役割について関係機関と共有します。	○災害時の対応マニュアルを作成します。 ○災害時の口腔ケアの必要性について周知します。 ○平常時から関係機関と情報を共有します。 ○平常時から地域の歯科診療所を把握します。
○口腔保健支援センターを整備します		○歯科医療関係者の情報共有を図ります。 ○歯科医療関係者の連携を強化します。	○口腔保健支援センター ²⁰ を設置します。 ○歯科口腔保健業務の従事者に研修を行います。 ○歯科口腔保健に関する情報の提供を行います。 ○歯科口腔保健の施策に関する検討の場を設けます。

²⁰ 口腔保健支援センター：歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関。
歯科口腔保健の推進に関する法律に規定されている

◆目標指標

目標指標と目標値				
目標指標	対象	ベースライン (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	出典
災害時の対応マニュアルの作成	—	未作成	作成する	—
口腔保健支援センターの設置	—	未設置	設置する	—

コラム 歯っとする話 その7

歯周疾患と糖尿病について



歯周疾患と糖尿病は無関係ではありません。歯周疾患は糖尿病の合併症の一つです。実際、糖尿病の人はそうでない人に比べて歯肉炎や歯周炎にかかっている人が多いことがわかっています。

○歯周疾患がある人は糖尿病になりやすい！
一般的に歯周疾患がある人はない人に比べて、約**2～3倍**も糖尿病予備軍になりやすくなるといわれています。原因は歯周疾患の細菌が体内に入ることによって血糖値を下げる働きを妨げるためだと考えられています。

○糖尿病は歯周疾患を悪化させる！
糖尿病にかかると、身体を守る機能が低下し細菌に感染しやすくなるため、歯周疾患の発症や進行を早めてしまいます。

糖尿病予防のために

歯周疾患を適切に治療することで、糖尿病の改善につながります。歯周疾患も生活習慣病の一つです。毎日の口腔ケアをしっかりと！



出典：厚生労働省 e-ヘルスネット

資料編

1. 本計画の目標指標一覧
2. 用語解説
3. 計画策定の検討経過
4. 条例・規則
5. 名簿（歯科口腔保健審議会）

資料編

1. 本計画の目標指標一覧

基本方針	中目標	目標指標	対象	ベースライン (平成 25 年度)	さいたま市 目標値 (平成 34 年度)	全国目標値 (平成 34 年度)	データベース
歯科疾患の予防	健全な歯・口腔 の育成 (乳幼児期)	3 歳児歯科健康診査でむし歯のない幼児の割合	3 歳児	84.5%	90.0%※	90%	3 歳児歯科健康診査結果
		3 歳児で 2 回以上のフッ化物塗布を受けている幼児の割合	3 歳児	56.0%	増やす※ (モニタリングをして中間年で目標数値について検討)	—	3 歳児歯科健康診査結果 (問診項目)
	口腔状態の向上 (学齢期)	12 歳児でのむし歯のない生徒の割合	中学 1 年生	71.6%	80.0%	65%	学校歯科健康診査
		【モニタリング】 中学生・高校生における歯肉に炎症所見（歯周疾患）を有する生徒の割合	中学生 高校生	2.7%	—	20%	学校歯科健康診査
		12 歳児 1 人平均 DMF 歯数	中学 1 年生	0.66 本	0.55 本	1.0 未満	学校歯科保健状況調査
		小学生・中学生・高校生における歯・口の負傷件数	小学生 中学生 高校生	255 件	減らす (モニタリングをして中間年で目標数値について検討)	—	スポーツ振興センターの申請件数
	歯周病と歯の喪失の予防 健全な口腔状態の維持 (成人期・妊娠期)	かかりつけ歯科医を持っている人の割合	20 歳以上	81.0% †	増やす (モニタリングをして中間年で目標数値について検討)	—	市民意識調査
		40 歳代における進行した歯周炎（CPI3 以上）を有する人の割合	40 歳代	34.8%	減らす※ (モニタリングをして中間年で目標数値について検討)	—	成人歯科健康診査
		40 歳の未処置歯を有する人の割合	40 歳	40.6%	35.0%	—	成人歯科健康診査
		【モニタリング】	40 歳男性	55.7%	—	—	成人歯科健康診査
			40 歳女性	35.9%	—	—	成人歯科健康診査
		歯間清掃用具を使用する人の割合	40 歳	63.2%	70.0%	—	成人歯科健康診査
			40 歳代男性	31.1% †	40.0%	—	健康についての調査
			50 歳代男性	36.5% †			
	40 歳代女性		50.4% †	60.0%			
	50 歳代女性	55.3% †					

† 平成 24 年度のデータ ‡ 平成 26 年度のデータ ※ヘルスプラン 2 1（第 2 次）の目標値

基本方針	中目標	目標指標	対象	ベースライン (平成 25 年度)	さいたま市 目標値 (平成 34 年度)	全国目標値 (平成 34 年度)	データベース		
歯科疾患の予防	歯周病と歯の喪失の予防 健全な口腔状態の維持 (成人期・妊娠期)	定期的に歯石を取ってもらっている人の割合	40 歳代 男性	15.1% [†]	30.0%	—	健康についての調査		
			50 歳代 男性	25.2% [†]					
			40 歳代 女性	39.3% [†]	50.0%				
			50 歳代 女性	42.2% [†]					
		40 歳代で喪失歯のない人の割合	40 歳代	81.7%	増やす※ (モニタリングをして中間年で目標数値について検討)			75% (40 歳)	成人歯科健康診査
		過去 1 年間に歯科健康診査を受診した人の割合	20 歳以上	23.6% [†]	55.0%※			65%	健康についての調査
		歯科検診を行っている事業所数	事業所	今後調査	増やす			—	さいたま市歯科医師会 依頼事業所数
	事業所の歯科検診実施者数 (労働安全衛生法第 66 条第 3 項の規定による)	さいたま労働基準監督署管内	1,126 人	増やす	—	規模別業種別定期健康診断結果実施状況報告			
	歯の喪失の防止 (高齢期)	60 歳代における進行した歯周炎 (CPI3 以上) を有する人の割合	60 歳代	49.8%	減らす※ (モニタリングをして中間年で目標数値について検討)	45%	成人歯科健康診査		
		60 歳の未処置を有する人の割合	60 歳	25.3%	15.0%	10%	成人歯科健康診査		
		【モニタリング】	60 歳 男性	29.0%	—	—			
			60 歳 女性	23.5%	—	—			
		歯間清掃用具を使用する人の割合	60 歳	75.2%	80.0%	—	成人歯科健康診査		
		60 歳代で 24 歯以上自分の歯を有する人の割合	60 歳代	76.6%	増やす※ (モニタリングをして中間年で目標数値について検討)	70% (60 歳)	成人歯科健康診査		
80 歳代で 20 歯以上自分の歯を有する人の割合		80 歳代	60.9%	増やす※ (モニタリングをして中間年で目標数値について検討)	50% (80 歳)	成人歯科健康診査			

[†]平成 24 年度のデータ ※ヘルスプラン 2 1 (第 2 次) の目標値

基本方針	中目標	目標指標	対象	ベースライン (平成 25 年度)	さいたま市 目標値 (平成 34 年度)	全国目標値 (平成 34 年度)	データベース
生活の質の向上に向けた 口腔機能の維持・向上	(乳幼児期及び 学齢期) 口腔機能の獲得	3 歳児で不正咬合等が認められる幼児の割合	3 歳児	12.6%	減らす	10%	3 歳児歯科健康診査
		噛みごたえのある食べ物 (肉・野菜など)を食べている幼児の割合	3 歳児	91.4%	増やす	—	3 歳児歯科健康診査 (問診項目)
	維持・向上の 高年齢期及び 高齢者)	60 歳代における咀嚼良好者の割合	60 歳代	69.8% [†]	80.0% [*]	80%	健康についての調査
定期的な歯科検診又は 歯科医療を受けることが困難な人に 対する歯科口腔保健	(定期的な 歯科検診・ 歯科医療の 推進) (障害者(児))	障害者支援施設及び障害児 入所施設での定期的な歯科 検診実施数	施設	28 施設	増やす (モニタリングをして中 間年で目標 数値について 検討)	—	障害福祉課 歯科検診実 施状況調査
		介護老人福祉施設及び介護 老人保健施設での定期的な 歯科検診実施数	施設	39 施設	増やす (モニタリングをして中 間年で目標 数値について 検討)	—	介護保険課 歯科検診実 施状況調査
	(要介護高齢者)	口腔機能向上教室の充実	要支援 対象者	317 人	参加者数の 増加 (モニタリングをして中 間年で目標 数値について 検討)	—	高齢福祉課 歯科検診実 施状況調査
歯科口腔保健を推進 するために必要な 社会環境の整備	歯科口腔保健の 推進体制の整備	災害時の対応マニュアルの 作成	—	未作成	作成する	—	—
		口腔保健支援センターの設 置	—	未設置	設置する	—	—

[†]平成 24 年度のデータ *ヘルスプラン 21 (第 2 次) の目標値

2. 用語解説

用語	意味
CPI	地域歯周疾患指数。歯周疾患のスクリーニングで歯肉出血、歯周ポケットの深さ、歯石を測定するもので、健全 0 から 5 段階で評価し、3 は浅い歯周ポケットがあるもの
DMF 歯数	永久歯における未処置歯 (D)、喪失歯 (M)、処置歯 (F) の合計の 1 人あたりの平均値
えんげ 嚥下障害	疾病や老化のために飲食物の咀嚼や飲み込みが困難になる障害。これにより栄養低下や誤嚥性肺炎を引き起こすことがある
噛ミング 30 (カミングサンマル)	「噛ミング 30」運動とは、十分に歯・口を使う「食べ方」を通じて食育推進を展開し、国民の健康増進を図ろうと、厚生労働省が「ひとくち 30 回以上噛む」ことを目標として、健全な食生活を推進するために提唱した運動。30 回というのは、窒息防止や五感での味わいを考慮し、従来から噛む回数とされている回数
構音機能	言葉を発するために必要な口腔機能
口腔保健支援センター	歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関。歯科口腔保健の推進に関する法律に規定されている
ごえんせいはいえん 誤嚥性肺炎	口の中の細菌が誤って肺に入ることによって起こる肺炎
さいたま労働基準監督署管内	さいたま市（岩槻区をのぞく）、鴻巣市（旧川里町をのぞく）、上尾市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、北足立郡伊奈町
歯科健康診査	歯や歯肉が健康であるか否かを確かめる健康診査
歯科検診	特定の病気を早期に発見し、治療することを目的としている検診
歯科保健指導	個人あるいは集団を対象として口腔保健について専門の立場から正しい知識や技術を伝えることによって、対象者自身の日常生活を改善することを目的とした指導
生活機能評価	運動・栄養・口腔・虚弱・認知症予防・閉じこもり予防・うつ病の生活機能を評価する項目を集計・分析することで介護の二次予防事業対象者を判定するもの
そしやく 咀嚼	食物を噛み砕くこと
とろみ剤	食べ物を飲み込む能力が低下する、特に身体障害者や高齢者に使用する食事補助剤。液体の飲み物にとろみをつけ、むせるのを緩和するために用いる
ネグレクト	幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと
8020 運動	1989 年（平成元年）より厚生省（当時）と日本歯科医師会が推進している「80 歳になっても 20 本以上自分の歯を保とう」という取組み
バリアフリー	高齢者や障害者等が社会生活を送る上で、障壁となるものを取り除くこと
フッ化物	いわゆるフッ素といわれた元素で、地中や海水、河川水、植物、動物など、自然界に多く広く含まれる。フッ化物は歯のエナメル質を強くしたり、修復したりする作用があるほか、むし歯菌が出す歯を溶かす酸を抑制する働きがある
プロフェッショナルケア	歯科医院での定期的チェック・歯のクリーニング・セルフケアの指導等のこと
マウスガード	マウスピースやマウスプロテクターとも呼ばれ、口の中を保護するための装置。ボクシングやラグビーの試合でよく使われるもの

3. 計画策定の検討経過

3.1 全体スケジュール

【さいたま市歯科口腔保健推進計画策定の検討経過】

日付	会議の名称	検討内容
平成 25 年 8 月 1 日	平成 25 年度第 1 回歯科口腔保健審議会	・さいたま市における歯科口腔保健の課題と今後の方向性について
平成 26 年 1 月 30 日	平成 25 年度第 2 回歯科口腔保健審議会	・さいたま市における歯科口腔保健の課題と現状について ・さいたま市における歯科口腔保健の方向性について
平成 26 年 6 月 5 日	さいたま市歯科口腔保健推進計画策定に係る作業部会	・計画の「小目標」について (ワークショップを実施)
平成 26 年 8 月 21 日	平成 26 年度第 1 回歯科口腔保健審議会	・(仮称)さいたま市歯科口腔保健推進計画の素案について
平成 26 年 12 月～ 平成 27 年 1 月	パブリック・コメント	計画の素案について意見を公募
平成 27 年 1 月 29 日	平成 26 年度第 2 回歯科口腔保健審議会	さいたま市歯科口腔保健推進計画(案)の意見公募結果について

3.2 作業部会

平成 26 年 6 月 5 日、さいたま市保健所において、歯科医療関係者、関係団体、市関係課が集まり、「さいたま市歯科口腔保健推進計画策定にかかる作業部会」を開催しました。

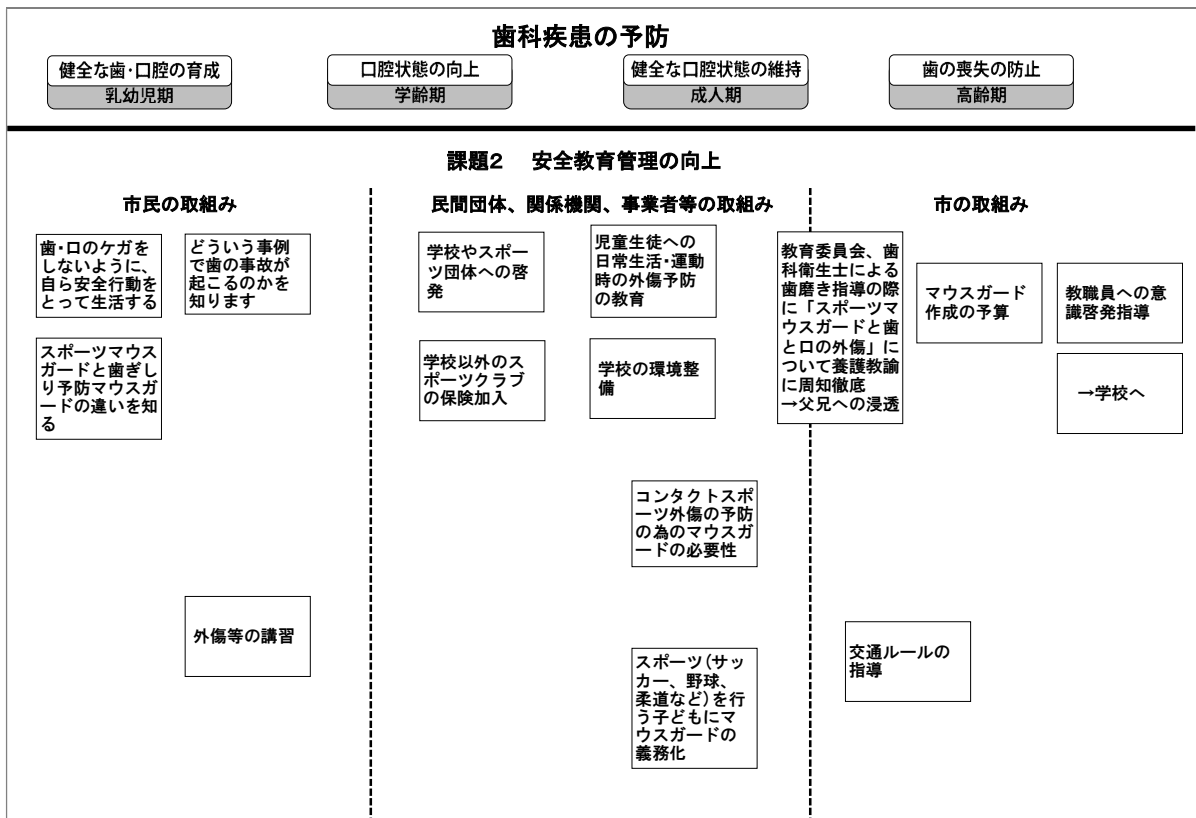
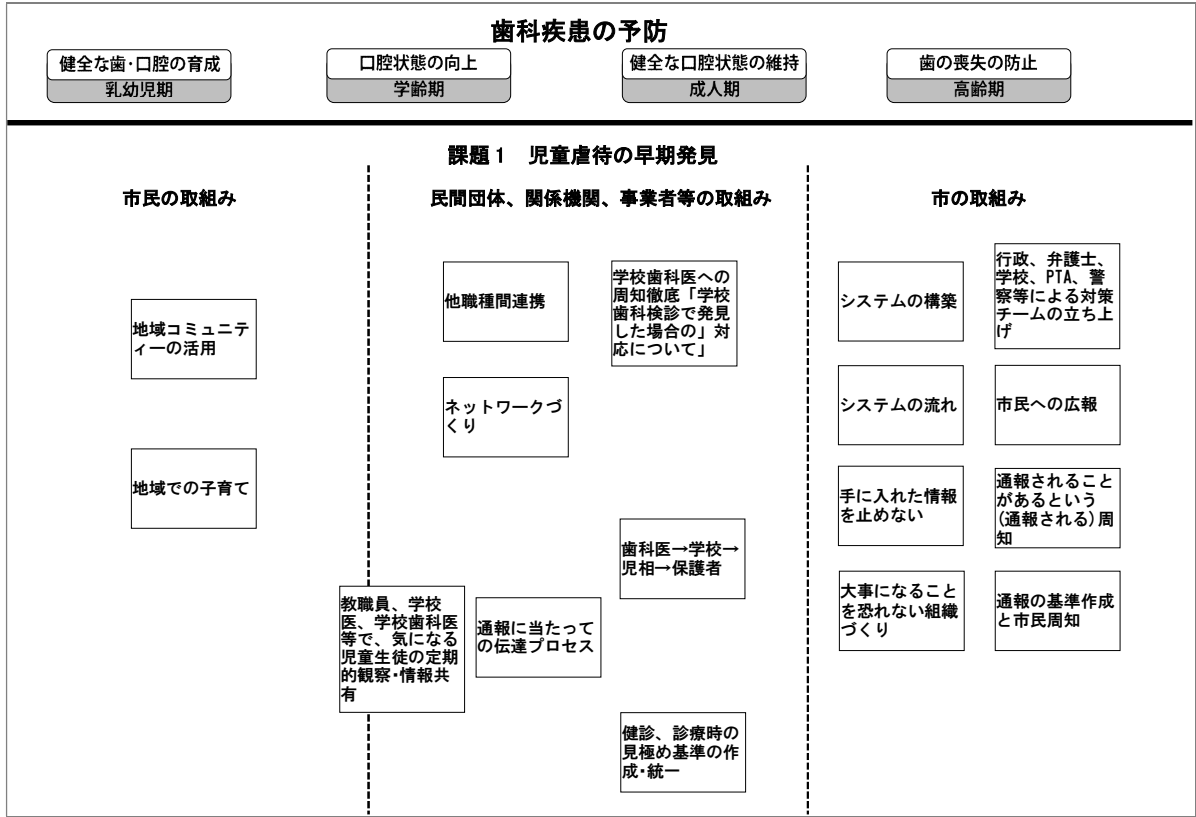
作業部会では、テーマ別に以下の 3 つのグループに分かれて、本市が現在抱える歯科口腔保健の課題を解決するための取組みの方向性について、ワークショップを実施しました。

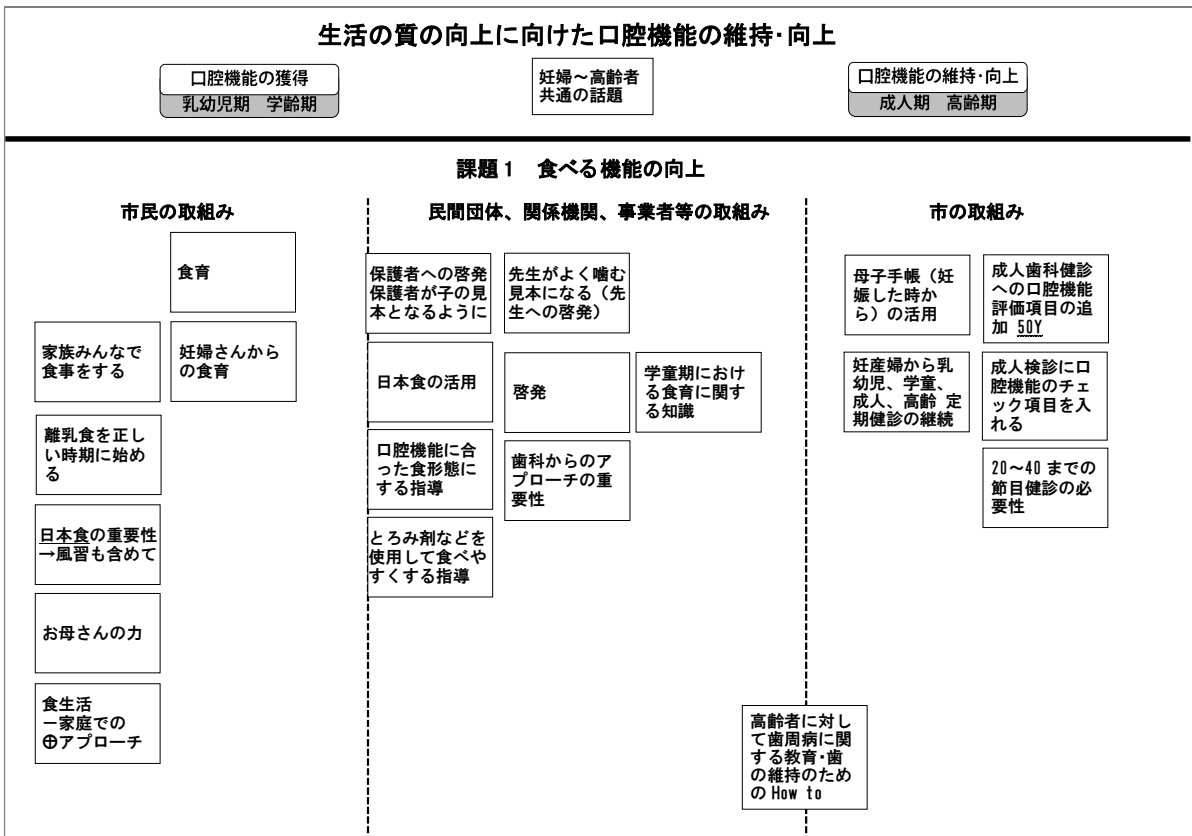
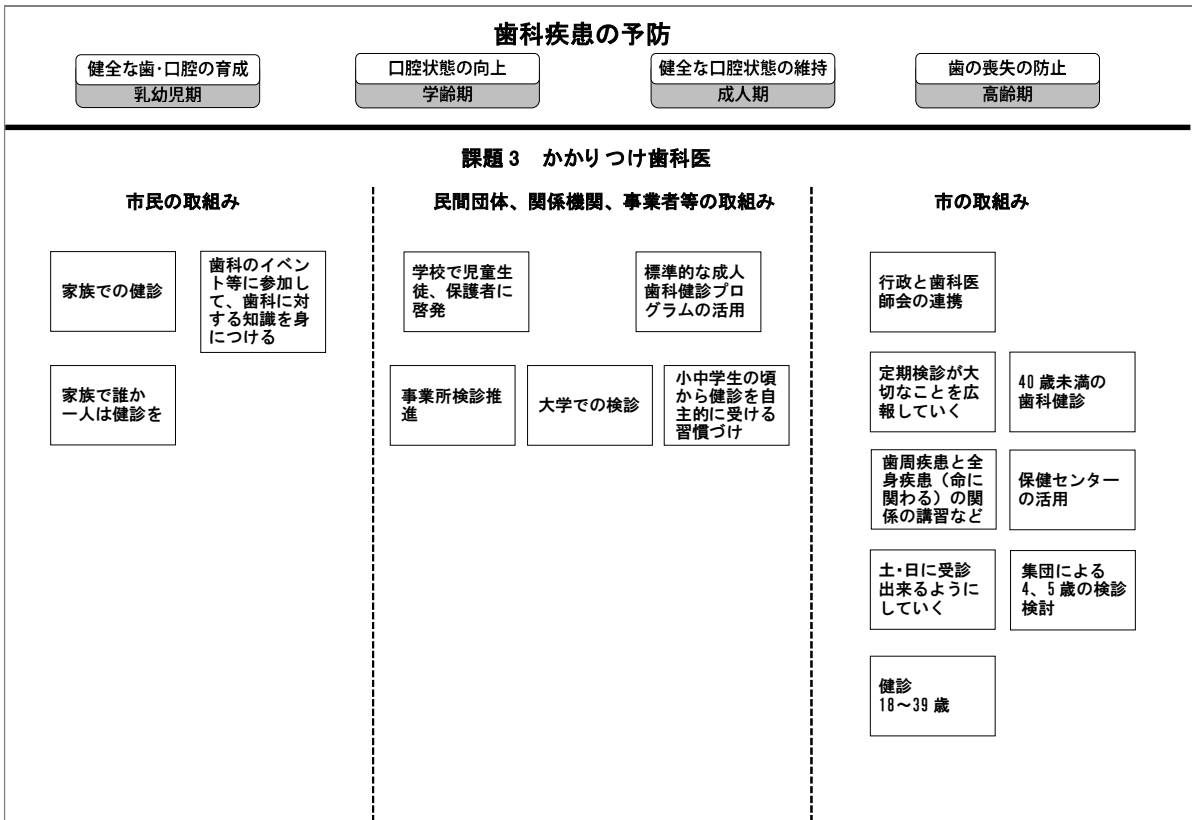
グループ分け	参加者
○歯科疾患の予防グループ	歯科医療関係者 5 名 市関係課 6 名
○生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上グループ ○定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な人に対する歯科口腔保健グループ	歯科医療関係者 5 名 市関係課 6 名 関係団体 2 名
○歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備グループ	歯科医療関係者 5 名 市関係課 4 名

【作業部会の様子】



【作業部会のワークショップで出た意見】





定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な人に対する歯科口腔保健

定期的な歯科検診・
歯科医療の推進
障害者（児）

定期的な歯科検診・
歯科医療の推進
要介護高齢者

連携一本化

課題1 障害児(者)の予防の視点

市民の取組み

民間団体、関係機関、事業者等の取組み

市の取組み



定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な人に対する歯科口腔保健

定期的な歯科検診・
歯科医療の推進
障害者（児）

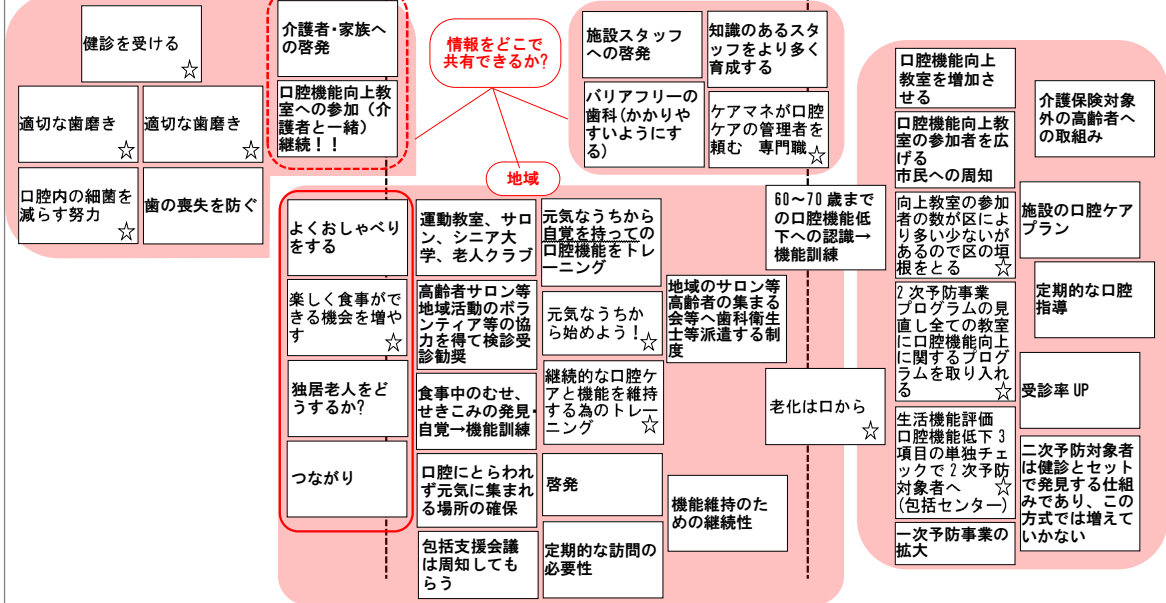
定期的な歯科検診・
歯科医療の推進
要介護高齢者

課題2 高齢者の口腔機能の低下の予防 2次予防事業の拾い上げが少ない

市民の取組み

民間団体、関係機関、事業者等の取組み

市の取組み



定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な人に対する歯科口腔保健

定期的な歯科検診・
歯科医療の推進
障害者（児）

定期的な歯科検診・
歯科医療の推進
要介護高齢者

課題3 高齢者の誤嚥性肺炎の予防

市民の取組み

民間団体、関係機関、事業者等の取組み

市の取組み

口腔内の細菌を減らす努力

介護者・家族への啓発

施設スタッフへの啓発

施設の口腔ケアプラン

介護保険対象外の高齢者への取組み

歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

歯科口腔保健の推進体制の整備

課題1 病診連携

市民の取組み

民間団体、関係機関、事業者等の取組み

市の取組み

病状・データの共有を許可する

データの共有

紹介・逆紹介のしくみをつくる

ネットワークの構築

全ての診療所・病院が参加するのが理想

医療情報の共有化(医科・歯科)

システムネットワークの構築

病院と診療所をつなぐ組織があると便利

医科の健診と歯科健診が連携できる体制づくり

市民の健康管理窓口の一本化

医科と歯科が連携しやすいするため、市がとりもって環境を整えてほしい

市健診データの共有

一診療所での対応は限界がある

ネットワークの構築

かかりつけ歯科医

在宅歯科医療の推進

かかりつけ医と歯科医を持つ事の大切さ

かかりつけ歯科医

情報

何の科に行っているかわからない

病診連携って何だろう

歯科が全身に影響することの知識がない

かかりつけ医を持つススメ

病院でチラシを配る

口腔衛生と病気の関係について情報発信

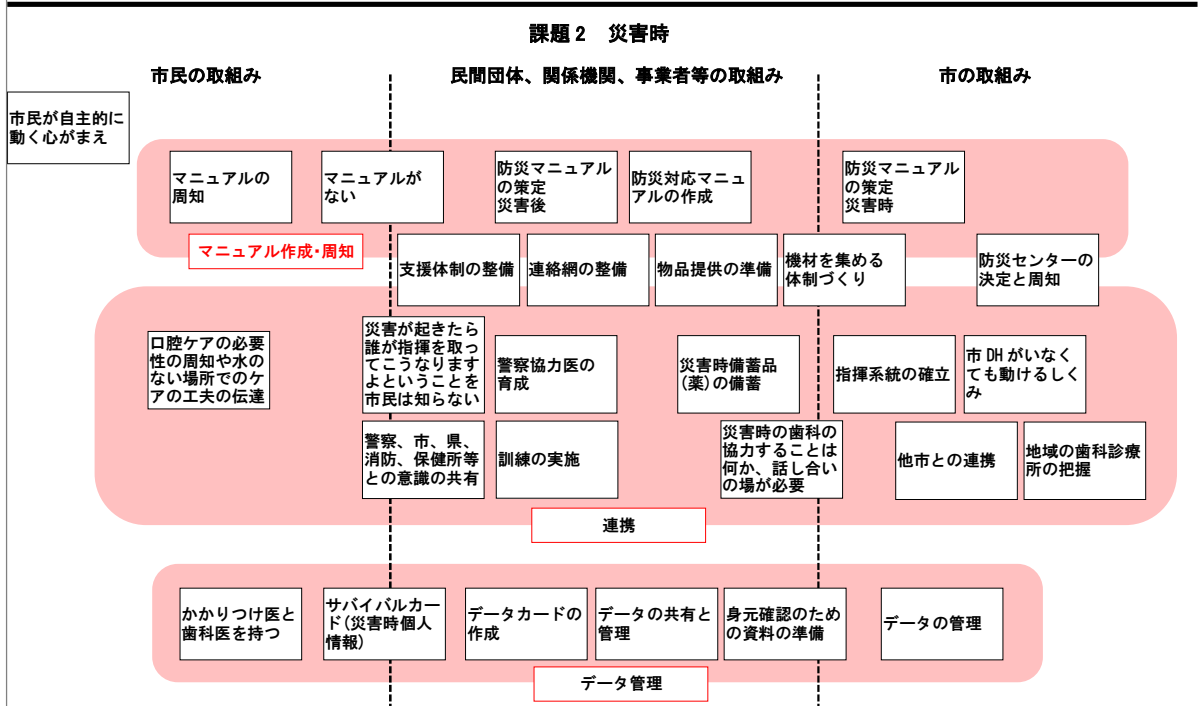
歯科疾患が全身の健康に影響を与えることの周知

歯科に関する事業を統括して対応する窓口が欲しい

社会保障カード(仮)をつくる

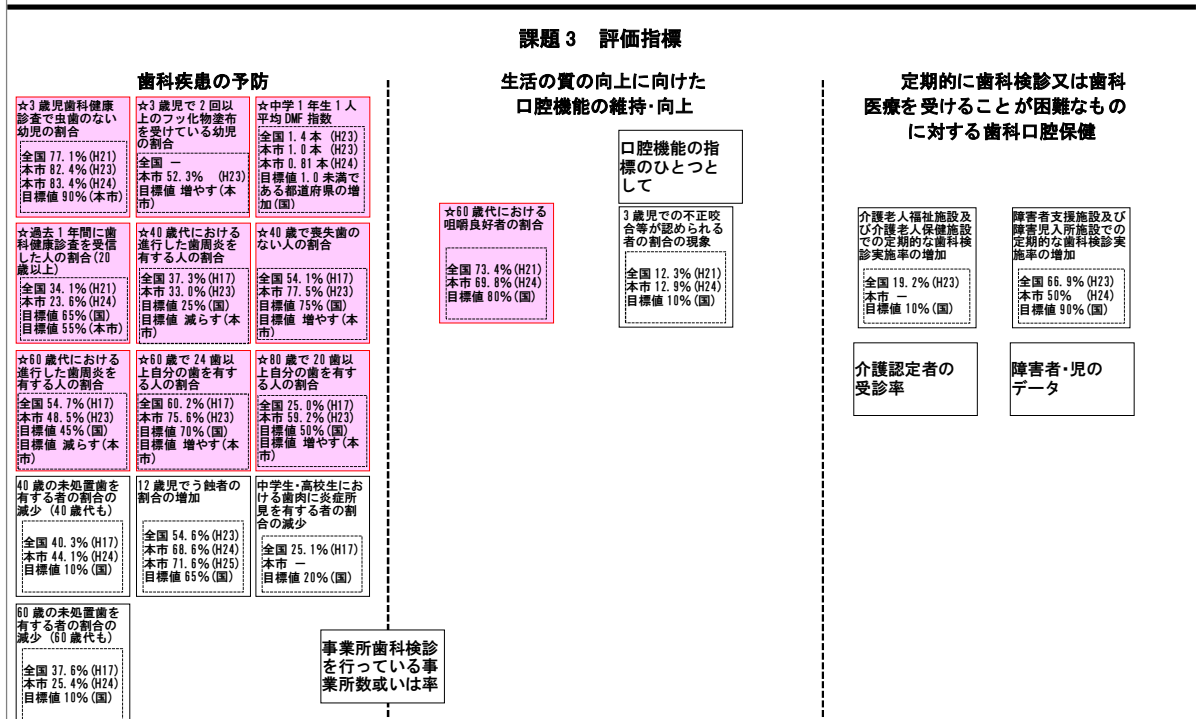
歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

歯科口腔保健の推進体制の整備



歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

歯科口腔保健の推進体制の整備



4. 条例・規則

○さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例

平成 24 年 12 月 27 日

条例第 93 号

人にとって、歯と口腔^{くわう}は、食事や会話など生きていく上で基本的かつ重要な機能を担っており、歯と口腔の健康づくりは、適切な食習慣を確立し、いくつになっても元気に食べ、会話をすることができるような環境を整えることによって、生活習慣病の予防とともに、心身ともに健やかで豊かな生活につなげることができます。

歯科口腔保健は、妊娠期にある女性とその家族の理解と関心を深めることに始まり、乳幼児期から学齢期、成人期を経て高齢期に至るまでの、それぞれの時期における特性や健康状態等に応じた適切かつ継続的な施策の実施が必要となります。

市民一人ひとりが、家庭、学校、職場及び地域において歯科口腔保健に取り組むとともに、社会全体として歯科口腔保健を総合的かつ計画的に推進し、生涯にわたって明るく健康に暮らせる社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）第 2 条に規定する基本理念にのっとり、市が推進する歯科口腔保健に関し、基本理念を定め、市、歯科医療等業務従事者等、保健等業務従事者等、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健を推進するための施策の基本的な事項を定めること等により、歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。
- (2) 歯科医療等業務 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務をいう。
- (3) 歯科医療等業務従事者等 歯科医療等業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (4) 保健等業務従事者等 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の歯科医療等業務に関連する分野に係る業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (5) 事業者 労働者を使用して市内で事業を行う者をいう。

(6) 8020 運動 80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つことを目標とした歯科保健活動の推進のための取組をいう。

(基本理念)

第 3 条 歯科口腔保健の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- (1) 市民が、生涯にわたって日常生活において、歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本理念にのっとり、国及び埼玉県との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、歯科口腔保健の推進に当たっては、歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等との連携及び協力を努めるものとする。
- 3 市は、事業者その他の者が行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等の責務)

第 5 条 歯科医療等業務従事者等は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、保健等業務従事者等との緊密な連携を図り、適切にその業務を行うとともに、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 保健等業務従事者等は、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 66 条第 3 項に定めるもののほか、その使用する労働者の歯科口腔保健の推進を図るため、その使用する労働者が定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。次条において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることができるよう職場環境の整備その他の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(市民の責務)

第 7 条 市民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(以下「歯科検診」という。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(施策の基本的な事項等)

第8条 市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識の習得及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な事項
- (2) 市民が定期的に歯科検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下この条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。）を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な事項
- (3) 乳幼児期における歯科疾患の早期発見及び早期治療並びに食育により培う健康な生活習慣の確立を図るために必要な事項
- (4) 学齢期における歯科疾患の予防及び早期発見並びに食育により培う健康な生活習慣の確立を図るとともに、自らの健康状態の自覚を促すために必要な事項
- (5) 妊娠中における歯科疾患の予防及び早期発見その他の母体の健康の保持及び胎児の健全な発育を図るために必要な事項
- (6) 高齢期における口腔機能の低下による誤嚥性肺炎、窒息事故等を防止するため、保健、医療及び社会福祉の関係者との連携による口腔機能の維持及び向上のために必要な事項
- (7) 障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な事項
- (8) う蝕^{しよく}予防のためのフッ化物の応用を含めた科学的根拠に基づく総合的な歯科口腔保健の推進及び個人間におけるう蝕^り罹患の格差の是正を図るために必要な事項
- (9) 主治の歯科医師等の機能を活用することにより、う蝕、歯周疾患、外傷その他の事由による歯の喪失を防止し、生涯にわたって口腔機能を維持するために必要な事項
- (10) 歯科口腔保健を通じた児童虐待の早期発見に寄与するために必要な事項
- (11) 歯科口腔保健の観点からの食育並びに糖尿病、循環器疾患その他の生活習慣病対策及び喫煙による影響対策の推進に必要な事項
- (12) 8020 運動や歯と口の健康週間等を活用した、生涯にわたる歯科口腔保健についての関心と理解を深めるために必要な事項
- (13) 市民に対する歯科口腔保健に関する相談業務等の実施並びに歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う口腔保健支援センター整備の検討その他の歯科口腔保健に関する施策の推進を図るための体制の整備に関し必要な事項

(14) 災害時における口腔内の衛生確保のための歯科検診、歯科保健指導等の応急的な措置の実施に関し必要な事項

(15) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健を推進するために必要と認める事項

2 市長は、前項各号に掲げる事項を基本とする施策の策定に当たっては、市民、歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置等)

第9条 市は、歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(歯科口腔保健審議会)

第10条 市長の諮問に応じ、歯科口腔保健の推進に関し調査審議するため、歯科口腔保健審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 歯科医療等業務従事者等

(3) 保健等業務従事者等

(4) 公募により募集した市民

(5) 市職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第2項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 臨時委員は、調査審議事項について、その都度必要と認められる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

7 臨時委員の任期は、第3項の規定にかかわらず、当該特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

8 審議会は、第1項に定めるもののほか、歯科口腔保健の推進に関し必要と認める重要な事項について、市長に建議することができる。

9 審議会の庶務は、保健福祉局において処理する。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○さいたま市歯科口腔保健審議会規則

平成 25 年 3 月 11 日

規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例（平成 24 年さいたま市条例第 93 号）第 10 条第 10 項の規定に基づき、歯科口腔保健審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員（臨時委員を置く調査審議事項を審議する会議にあつては、当該臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 4 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係のある者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

5. 名簿（歯科口腔保健審議会）

（任期 平成 25 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日まで）

五十音順・敬称略

所 属	氏 名	備 考
さいたま市 4 医師会連絡協議会 浦和医師会前会長	阿部 理一郎	平成 26 年 7 月まで
市民公募委員	岩井中 優子	
埼玉県立大学 副学長	萱場 一則	
一般社団法人 大宮歯科医師会 会長	栗原 孝幸	
一般社団法人 浦和歯科医師会 会長	桑原 栄	
市民公募委員	高橋 紀子	
大宮医師会(大宮地域産業保健センター-特別専門医) 理事	武石 容子	
さいたま市保健所 所長	西田 道弘	
社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会 在宅サービス課長	野崎 直子	
さいたま市歯科医師会 会長	羽鳥 孝	会長
社会福祉法人 さいたま市社会福祉事業団 事務局長	船戸 均	
一般社団法人 さいたま市薬剤師会 副会長	堀野 忠夫	
さいたま市 4 医師会連絡協議会 大宮医師会 会長	松本 吉郎	平成 26 年 8 月より
公益社団法人 埼玉県歯科衛生士会 会長	丸山 恵子	
明海大学 学長	安井 利一	
一般社団法人 与野歯科医師会 会長	渡辺 裕	職務代理

さいたま市歯科口腔保健推進計画

発行年月：平成 27 年 3 月

発行：さいたま市保健福祉局保健部健康増進課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号
TEL：048(829)1294 FAX：048(829)1967



このさいたま市歯科口腔保健推進計画は 200 部作成し、1 部当たりの印刷経費は 2,000 円です。
(さいたま市歯科口腔保健推進計画策定支援業務委託料のうちの印刷に要した経費です。)